

作州地域の 活性化応援信用金庫

つしんの通信簿

TSUYAMA SHINKIN BANK
2026 年版 ティスクロージャー誌



津山市東新町屋外看板



当金庫は、作州地域のパートナーとして、
地域社会の信頼に応えます。



PROFILE (2026年3月末現在)

創 業／昭和2年5月25日
本店所在地／岡山県津山市山下30-15
出 資 金／600百万円
会 員 数／11,231名
預金積金残高／1,484億円
貸 出 金 残 高／646億円
常勤役員数／141名（うち嘱託職員10名・准職員8名）
店 舗 数／14店舗（うち2店舗は店舗内店舗）



CONTENTS

ごあいさつ	2
津山信用金庫と作州地域の絆	3
信用金庫業界の絆	5
信金中央金庫との絆	6
津山信用金庫の組織	7
津山信用金庫の取組み	8
業務のご案内	11
総代会制度	13
コンプライアンス（法令等遵守）への取組み	15
マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融 対策ポリシー	16
個人情報保護への取組み／金融商品に係る勧誘方針	17
利益相反管理方針の概要／反社会的勢力に対する基本 方針等	18
振り込み詐欺への対応／与信取引の説明態勢	19
各種リスク管理について	20
津山信用金庫のあゆみ	21
資料編	22
開示項目一覧	22
営業地域について／店舗のご案内	43

当金庫のビジョン

経営理念をもとに「持続可能な作州地域の実現」を目指します。
～地域および地域企業、地元住民の付加価値の向上～

当金庫のミッション

ビジョンをもとに作州地域の活性化のため、地域および地域企業、地元住民に対する課題解決・提案型営業を実践します。
～付加価値ファースト～

当金庫の経営理念

私たち津山信用金庫は、以下の5項目を基本方針と定め、調和ある経営に徹し、作州地域のパートナーとして、地域社会の信頼に応えます。



ごあいさつ

地域の皆さまには、平素より私ども津山信用金庫をお引き立て賜り、誠に有難く心よりお礼申し上げます。津山信用金庫の理事長・寺尾由久です。当金庫の使命である「持続可能な作州地域の実現」を目指し、活力ある作州地域を次の世代へ繋いでいくため役職員一同努めて参ります。



本年度も、当金庫に対するご理解を一層深めていただくため、ここに「2026年版ディスクロージャー誌」を作成いたしましたので、ご高覧賜れば幸いに存じます。

2025年度の日本経済は、引き続き物価高の影響は続いたものの、春闘でも高い賃上げが継続し、実質賃金の改善が個人の消費意欲を下支えしました。

このような外部環境下におきまして2025年度の当金庫は、中期3か年計画の最終年度として、～役職員は「熱意」と「責任」を持って自らの役割を果たす～をテーマに掲げ活動して参りました。

その結果、本業の収益力を表すコア業務純益は4億6百万円、税引前当期純利益は2億4百万円、そして最終利益は1億26百万円を計上し、健全性指標となる自己資本比率は前期を上回る11.19%と国内基準で求められる4%の2.7倍以上を確保することができました。

2026年度の当金庫は、新たな中期3か年計画の初年度として、自ら考え行動できる職員の育成を行い、事務等の効率化を促進するとともに、渉外活動等を再構築し、経営資源の最適化および営業力強化を図り、金利競争に晒されにくい「集まる預金」の獲得に注力し、お取引先数の増加を図って参ります。また、1年後に迫った2027年度の100周年に向け、お客さまの利便性向上と職員の職場環境の充実に資する店舗態勢の再構築を図っていくとともに、「作州地域に信用金庫があってよかったね」と心から感じていただけるように、協同組織金融機関としての誇りと責任をもって邁進して参ります。

地域の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

2026年7月

津山信用金庫 理事長

寺尾 由久



津山信用金庫と作州地域の絆

当金庫の地域経済 活性化への取組みについて

当金庫は、作州地域を主な事業区域として、地元の中小企業者や住民が会員からお預かりした大切な資金（預金積金）を地元で資金を必要とするお客様に融「作州地域のパートナー・よろず相談信用金庫」「作州地域の活性化応援信用金」とどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化

預金積金に関する事項(地域からの資金調達の状況)

当金庫では、地域のお客様の着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくため、普通預金、定期預金、定期積金をはじめ、より便利で役立つ商品・サービスを提案しています。

預金積金は、「金利の上がる世界」の到来により、各金融機関が貸出金や運用の原資となる預金の獲得に積極的に取り組み、競争が一段と激化しました。また、相続預金の都市部金融機関への流出や、新NISA制度の浸透等を背景とした「貯蓄から投資」への資金シフトにより、期末預金残高は前期比1,179百万円減少の148,473百万円となりました。

なお、当金庫の取扱商品については、11～12ページをご覧ください。

■ 預金積金残高3年比較表

	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
預金積金残高	150,841百万円	149,652百万円	148,473百万円

貸出金(運用)に関する事項(地域への資金供給の状況)

貸出金は、物価高騰による設備投資需要の減少や金利上昇に伴う借入需要の低下等により、期末貸出金残高は前期比1,547百万円減少の64,676百万円となりました。

■ 貸出金残高、預金積金に占める貸出金の割合3年比較表

	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
貸出金残高	65,978百万円	66,224百万円	64,676百万円
預金積金に占める貸出金の割合	43.74%	44.25%	43.56%

貸出金以外の運用に関する事項

貸出金以外の余資運用につきましては、安全第一を心掛け、日本銀行当座預金・信金中央金庫の預け金、公共債や格付の良好な事業債等を中心に運用しています。

■ 預け金残高、有価証券運用残高、預金積金に占める有価証券の割合3年比較表

	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
預け金残高	32,127百万円	21,143百万円	26,643百万円
有価証券運用残高	55,817百万円	63,603百万円	57,709百万円
預金積金に占める有価証券の割合	37.00%	42.50%	38.86%

2026年3月期決算に関する事項

■ 収益3年比較表

	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
業務純益	418百万円	330百万円	293百万円
コア業務純益	421百万円	330百万円	406百万円
経常利益	539百万円	399百万円	208百万円
税引前当期純利益	536百万円	254百万円	204百万円
当期純利益	439百万円	190百万円	126百万円

■ 自己資本比率3年比較表

	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
自己資本比率	10.98%	10.68%	11.19%

預金積金

出資金

お客様／会員

会員数 11,231名
出資金残高 600百万円



となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営している相互扶助型の金融機関です。地元のお客様資し、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との絆とネットワークを形成し、庫」として、「持続可能な作州地域の実現」をビジョンとし、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供に積極的に取組んでおります。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

津山信用金庫

体制について

常勤役員数：141名

(うち嘱託職員10名・准職員数8名)

店舗数：14店

(うち2店舗は店舗内店舗)

支援サービス

貸出金

1. 取組方針

当金庫は、「作州地域のパートナー・よろず相談信用金庫」「作州地域の活性化応援信用金庫」を目指し、お客様と一生涯のお付き合いをする金融機関、小回りが利き地元のことをよく知る金融機関、そして地元へ利益を還元する金融機関として、お客様との関係を強化し、地域や地域のお客様の悩みや課題を知り、解決していくための行動を実践してまいりました。

当金庫は、主役であるお客様や地域を支える「パートナー」として、お客様と相互理解の下、切磋琢磨し、互いを高め合う存在を目指してまいります。以下には、その活動の一端として、中小企業や地域の活性化のための当金庫の態勢整備や取組みについて紹介いたします。

2. 態勢整備の状況

- ・「つしん創業支援・補助金相談窓口」を設置
- ・三井住友海上火災保険(株)とSDGs推進に関する協定を締結
- ・東京東信用金庫と包括連携協定を締結
- ・全国の信用金庫が集結するマッチングサイト「よい仕事おこしネットワーク」に参加
- ・津山市および新庄村と「よい仕事おこしフェア実行委員会」が包括連携協定を締結(事務局：城南信用金庫、実行委員：津山信用金庫)
- ・岡山県下の信用金庫と岡山労働局で「働き方改善に係る包括連携協定」を締結
- ・津山商工会議所との「事業承継支援に関する連携協定」を締結
- ・岡山県下の信用金庫と信金中央金庫、信金キャピタル(株)、(一社) おかやま中小企業支援実務家協議会、(株)トランビなどで「岡山県事業承継プラットフォーム」を構成
- ・岡山県プロフェッショナル人材戦略拠点と金融機関連携プロジェクト覚書を締結
- ・津山市、院庄林業(株)と「美作ひのき等利用促進に関する協定」を締結
- ・CO₂排出量の可視化サポートサービス「e-dash(株)」とマッチング契約を締結
- ・津山市、津山商工会議所、作州津山商工会との連携協力に関する協定を締結
- ・(株)日本政策金融公庫と「危機事象発生における業務連携に関する覚書」を締結

3. 取組状況

- ①創業・新事業開拓の支援
 - ・地域内連携による「創業塾」を開講
 - ・創業時の補助金申請支援
- ②成長段階における支援
 - ・私募債(SDGs 私募債を含む)の引受
 - ・ビジネスマッチング支援
 - ・ものづくり補助金等各種補助金の申請支援
- ③経営改善・事業再生・業種転換等の支援
 - ・事業承継ツール(事業承継計画表、チェックシート、自社株評価試算ソフト)を活用した事業承継支援
 - ・外部機関との連携によるM&A支援
- ④地域の活性化に関する取組状況
 - ・地域商社つやまエリア(株)曲辰に出資
 - ・信金中央金庫「創立70周年記念事業」地域創生推進スキーム「SCBふるさと応援団」(企業版ふるさと納税)を津山市に紹介し、応募の結果採択され、津山市に企業版ふるさと納税を実施



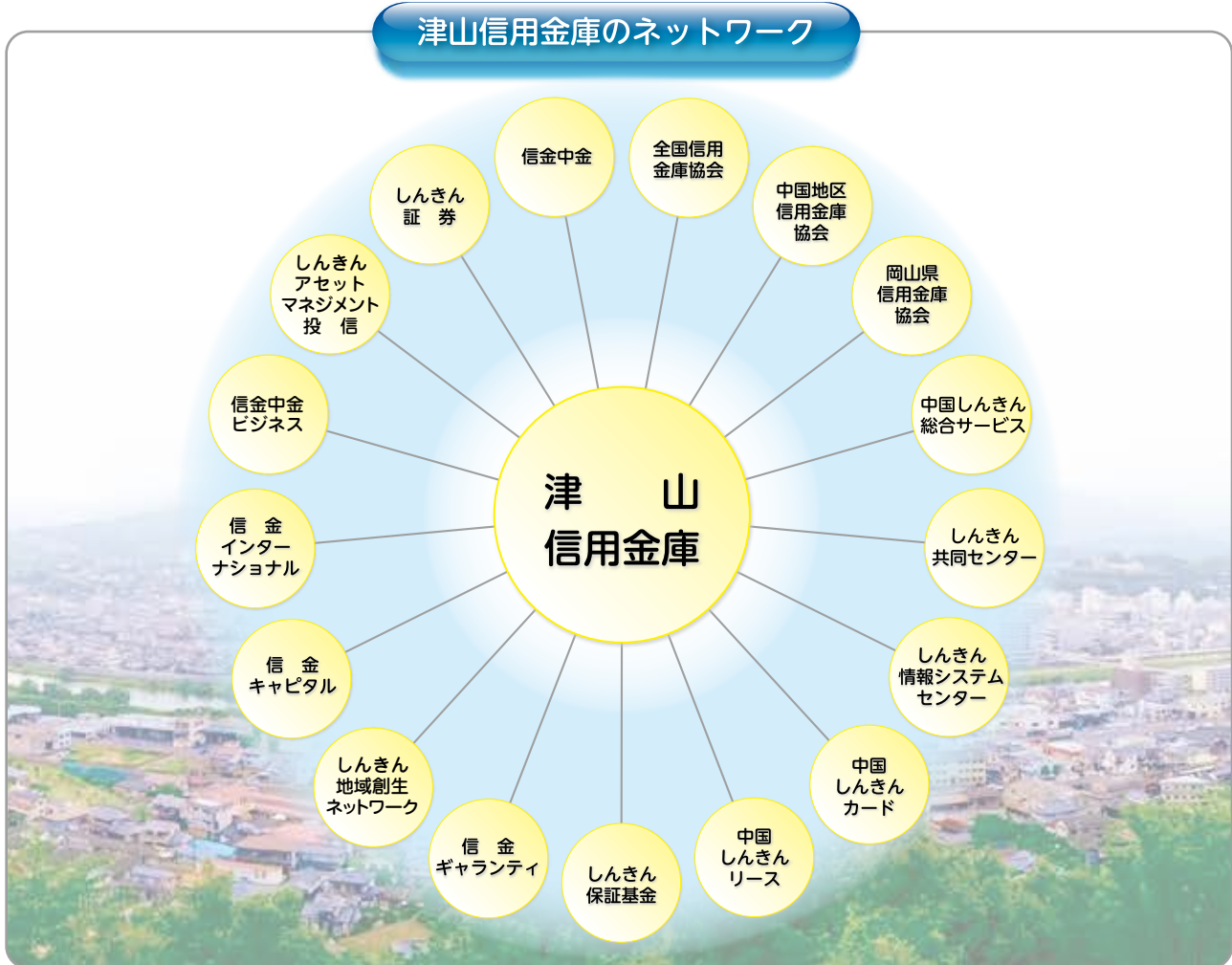


信用金庫業界の絆

信用金庫業界の実力

信用金庫は、各種中央団体の他、全国に張り巡らされた業界ネットワーク網を有する日本有数の金融グループです。信用金庫業界は、連帯と協調の意識、助け合いの精神が非常に強い業界です。

津山信用金庫のネットワーク



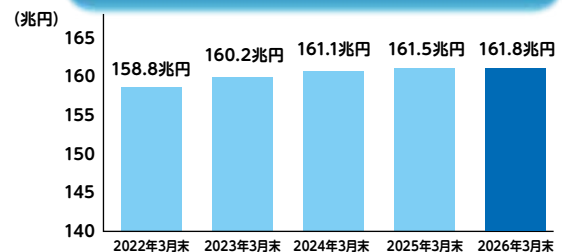
預金・貸出金残高の業態別比較 (2026年3月末)

(単位: 兆円)

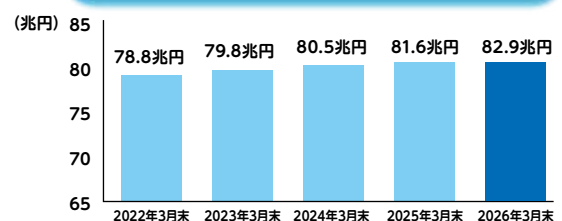
	預金	貸出金
都市銀行	495	252
地方銀行	340	278
信用金庫	161	82
農協	106	25
第二地銀	71	58
信用組合	24	14
労働金庫	23	16

(出所) 都市銀行、地方銀行、第二地銀: 全国銀行協会「全国銀行預金・貸出金等速報」
 農協: 農林中央金庫「全国JA貯金・貸出金残高速報」
 信用組合: 全国信用協同組合連合会「全国信用組合預金・貸出金等状況」
 労働金庫: 全国労働金庫協会「全国労働金庫預金・貸出金残高」

預金積金残高の推移



貸出金残高の推移



(出所) 信金中金総研「全国信用金庫主要勘定」



信金中央金庫

～信用金庫の「中央金融機関」～

概要

信金中央金庫（略称：信金中金）は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関であり、信用金庫の中央金融機関として 1950 年に創立しました。

また、2000 年に東京証券取引所に優先出資証券を上場しました。（証券コード：8421）

資金量

30 兆円



役職員数

1,324 人



拠点数

国内 14 拠点
海外 5 拠点※



当期純利益

430 億円



（2026 年 3 月末時点）

※2026 年 5 月 1 日付で「ホーチミン駐在員事務所」を開設したことに伴い、2026 年 5 月末時点の海外拠点数は 6 拠点となります（海外グループ会社を含む）。

事業内容

持続的な社会を実現する機能

- ✓ 中小企業のビジネスマッチングや海外展開支援
- ✓ 個人の資産形成や相続ニーズに対応した商品の提供
- ✓ 地域のブランディング強化に資するソリューションの提供
- ✓ デジタル活用に向けた取組み

信用金庫のセントラルバンク機能

- ✓ 信用金庫の収益力向上や健全性確保等に向けたコンサルティングの提供
- ✓ 信用金庫業界のサイバーセキュリティ対策
- ✓ 信用金庫経営力強化制度等の適時かつ適切な運営を通じて信用金庫業界の信用秩序を維持

機関投資家としての機能

- ✓ 全国の信用金庫から預け入れられた預金や金融債の発行により調達した資金を、国内外の金融商品や事業会社などへの貸出により運用
- ✓ 持続可能な社会の実現に向けた ESG 投融資等の推進

信用金庫のネットワーク



金庫数

254 金庫



店舗数

7,054 店舗



役職員数

約 9.5 万人



預金量

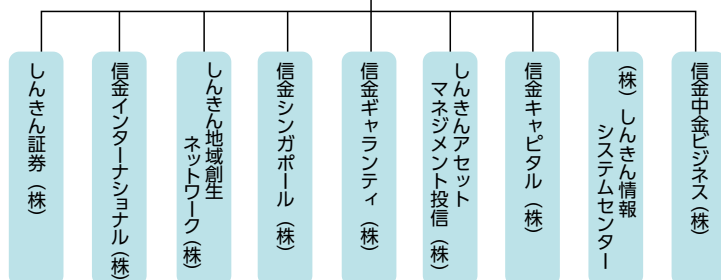
約 161 兆円



（2026 年 3 月末時点）

グループ

信金中金グループ



（2026 年 3 月末時点）

外部格付

格付会社

長期格付

Mood y's	A1
S & P グローバル・レーティング	A
格付投資情報センター	A+
日本格付研究所	AA

（2026 年 3 月末時点）



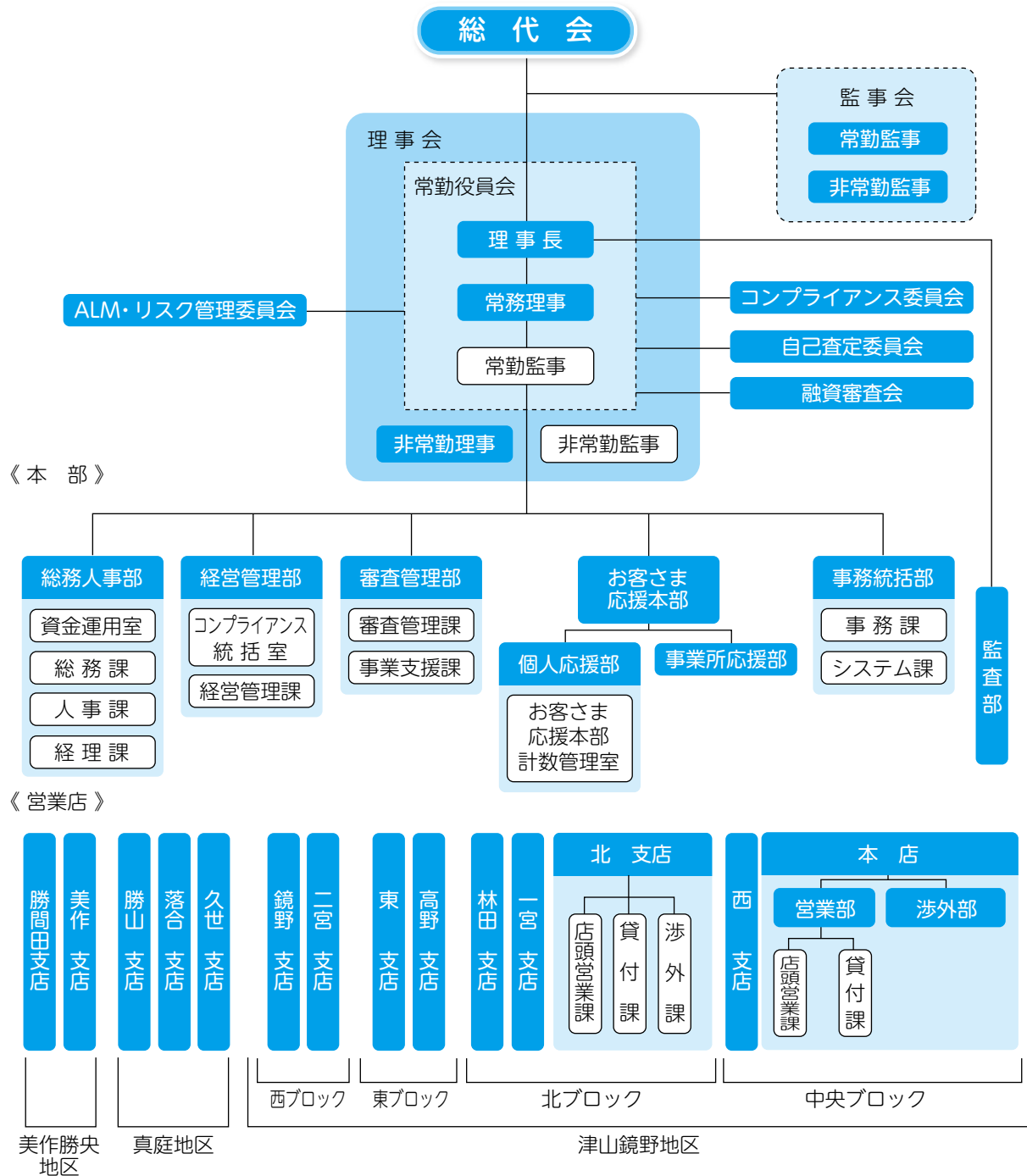


津山信用金庫の組織

津山信用金庫の組織

2026年7月1日現在

お客さま



●役員一覧

2026年6月25日現在

理事長	寺尾 由久	理事※1	河本 義登	常勤監事	香山 智史
常務理事	松田 好弘	理事※1	松田 欣也	監事	清友 義明
常務理事	浦上 直輝	理事※1	井上 浩志	監事(員外)※2	飯綱 浩二
常務理事	坂手 哲也	理事※1	赤木 敏浩		

※1は職員外理事です。

※2は信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

お客様のため、作州地域を元気にするため、 津山信用金庫が起こしたアクションを振り返ります。

2025 年度中の主なあゆみ

- 2025 年 4 月 ・当金庫旧林田支店に創業・移住・事業支援拠点「T-スタ」をオープン
・スプリングキャンペーン「春の定期預金」実施（5 月末まで）
・お花見スポットとして本店 4 階屋上を開放
・第 63 回岡山県信用金庫野球大会に参加
・第 12 回お取引先との懇親の夕べ特別講演会「少数と党と今後の政治・経済」開催（講師：元 衆議院議長 伊吹 文明 氏）
- 5 月 ・第 38 回つしんさくら会日帰り旅行開催（行先：兵庫県／宝塚大劇場）
・西武信用金庫主催「第 19 回東京発！物産・逸品見本市」に株式会社曲辰様が参加
- 6 月 ・サマーキャンペーン「夏の定期預金」実施（9 月末まで）
・つしん福祉人材養成奨学金授与式開催（学校法人美作学園学生 5 名に授与：累計 78 名）
・第 99 期通常総代会開催
・第 12 代理事長に寺尾 由久が就任
- 7 月 ・新理事長就任記念定期預金の取扱い開始（9 月末まで）
・株式会社日本政策金融公庫と「危機事象発生における業務連携に関する覚書」を締結
・岡山県立津山高等学校 SS II クラスにて地域創生に係る講義を実施
・第 5 期創業塾開講（共催：つやま産業支援センター、株式会社日本政策金融公庫、三井住友海上火災保険株式会社、津山商工会議所、作州津山商工会 後援：岡山県信用保証協会、信金中央金庫）
・起業家のための創業支援セミナー開催（共催：日本フルハップ）
・つやまオープンファクトリー 2025 に参加（主催：つやま産業支援センター）
- 8 月 ・「第 47 回津山納涼ごんごまつり IN 吉井川」のごんごおどりコンテストにつしんおどり連として参加
・美作大学にて開催された「大学生のための金融リテラシー」セミナーに講師として参加
・学校法人美作学園とのコラボによる「第 11 回つしんこどもマネースクール」開催
- 9 月 ・津山東中学校の職場体験学習を受入
- 10 月 ・津山医療生活協同組合主催「IYC2025 終活セミナー」に講師として参加
・第 12 期つしん未来塾開講
・一般社団法人東海地区信用金庫協会主催「ビジネスフェア 2025」にタカラ産業株式会社様が参加
- 11 月 ・第 19 回岡山県しんきん合同ビジネス交流会開催
・東京東信用金庫主催「ひがしんビジネスフェア 2025」に山陽ロード工業株式会社様が参加
・西武信用金庫主催「第 25 回ビジネスフェア」に株式会社曲辰様、株式会社佐田建美様、有限会社縫夢 ing 様が参加
・城南信用金庫主催「2025 “よい仕事おこし” フェア」に株式会社曲辰様が津山市と共同でブースを出展
・中道中学校の職場訪問学習を受入
・2025 年度上半期業務報告会開催
- 12 月 ・T-スタ開設記念セミナー開催（講師：野村證券株式会社 投資情報部 シニア・ストラテジスト 尾畑 秀一 氏）
・津山市中学校体育連盟バスケットボール部にトライフープ岡山の観戦チケット 180 枚を贈呈
- 2026 年 2 月 ・津山商工会議所青年部主催「第 9 回つやま綱引き大会」に参加
・第 12 期つしん未来塾を塾生 21 名が卒業
・米井ファーム株式会社様への「しんきん脱炭素応援ファンド」投資決定に伴う投資報告会を開催
- 3 月 ・津山商工会議所にて「津山活性化応援セミナー」開催（主催：「創業・移住サポートセンター運営協議会」（構成団体：津山市、津山商工会議所、作州津山商工会、当金庫） 後援：公益社団法人津山市観光協会）
・当金庫二宮支店が「令和 7 年度津山市景観賞」にて景観賞（デザイン部門）を受賞
・優良な健康経営を実践している法人として「健康経営優良法人 2026」に認定（7 年連続）
・スプリング定期預金キャンペーン実施（4 月末まで）
・春の特別金利定期預金キャンペーン実施（4 月末まで）
・さくら会会員様専用定期預金の取扱い開始（10 月末まで）
・SDGs 私募債発行記念式典および寄附品贈呈式開催
（発行体：株式会社ジェイピー有価物回収様 贈呈先：社会福祉法人津山みのり学園様）

【津山しんわ文化財団】

10月17日～10月26日 第37回しんわ美術展 協賛



中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み

■東京発！物産・逸品見本市に参加

5月19日～23日の5日間にわたり、都内で開催された対面販売会「第19回東京発！物産・逸品見本市」に、株式会社曲辰様と当金庫が共同でブースを出展しました。

本販売会は、西武信用金庫と東京都商工会連合会の主催により開催されているもので、新宿駅西口広場イベントコーナーを会場に、全国26の信用金庫と西武信用金庫のお客様が集結し、地域の逸品を販売する催しです。

株式会社曲辰様は第1部(19日～21日の3日間)に参加し、「岡山甘栗の焼き栗」や「牛魔王」などの津山地域の産品を販売しました。津山の産品は大変好評で、「焼き栗」は早々に完売となるなど、多くの方に商品をお買い求めいただきました。



■株式会社日本政策金融公庫と「危機事象発生における業務連携に関する覚書」を締結

本覚書は、自然災害や感染症の発生などの地域経済に影響を及ぼす危機事象の発生時に、両者が連携して地域事業者に対する円滑な金融サービスを継続して提供し地域経済の復興・発展を図ることを目的としています。

業務連携の内容は、①各々の金融支援機能を発揮した事業者への迅速な資金繰り支援②コンサルティング機能の発揮及び必要な情報提供、並びに双方向の事業者等の紹介③地域経済の復興・発展に向けた融資相談会の実施④その他危機事象発生時に必要となる連携、となっています。



■津山活性化応援セミナーを実施

3月3日に津山商工会議所にて、「創業・移住サポートセンター運営協議会」(構成団体：津山市・津山商工会議所・作州津山商工会・当金庫)の主催と公益社団法人 津山市観光協会の後援により「津山活性化応援セミナー」を実施しました。

本セミナーでは「空き家から津山の賑わいを作る～尾道の成功に学ぶ人が集まる場所づくり～」と題して、NPO法人 尾道空き家再生プロジェクト代表理事の豊田 雅子氏を講師にお招きし、空き家問題の解決、人口減少の緩和および地域の賑わいづくりについてご講演いただきました。

2025 年度トピックス



■お取引先様との懇親の夕べ特別講演会を開催

津山鶴山ホテルにて日本フルハップおよび中国地区しんきん経営者協議会に協賛をいただき、お取引様向けの特別講演会を開催し、約 200 名の方にお越しいただきました。本講演会では、元衆議院議長 伊吹文明氏を講師としてお招きし、「少数与党と今後の政治・経済」と題して、政界での豊富なご経験をもとに、現在のアメリカの政策、今後の経済動向に対する見解や、日本とアメリカとの生活文化の違い、日本の少数与党と野党のあるべき姿などについてお話しいただきました。



■つしんさくら会日帰り旅行を開催

「つしんさくら会」会員様（年金受給者）向けに「第 38 回つしんさくら会日帰り旅行」を 5 月 7 日、8 日の 2 日間開催し、約 260 名の方々にご参加いただきました。

今回はつしんさくら会日帰り旅行では初となる「宝塚大劇場」での観劇をメインに、劇場での昼食や「道の駅 神戸フルーツ・フラワーパーク」での散策を楽しんでいただくバスツアーを企画しました。宝塚大劇場では、星組トップスター 礼 真琴さんの退団公演となる人気公演を鑑賞しました。

■つしんこどもマネースクール開催

学校法人美作学園様との「産学連携の推進に係る協定」に基づくコラボ事業として、美作大学児童文化研究部の学生とともに第 11 回目となる「つしんこどもマネースクール」を 8 月 19 日、20 日に開催しました。本スクールは、ひまわりクラブのお子さま会員等を対象に、「地域の未来を担うこどもたちへの金融教育を通じて、正しい金融知識を身につけていただくこと」を目的としたものです。



■つしん福祉人材養成奨学金授与式を開催

当金庫本店にて、つしん福祉人材養成奨学金制度に係る奨学金授与式を開催しました。

本制度は美作大学生生活科学部社会福祉学科または美作大学短期大学部専攻科介護福祉専攻において福祉を学び、卒業後も末永く作州地域で活躍していただける学生に対し、当金庫が奨学金（1 人 20 万円）を授与するもので、2010 年度より毎年行っており、今回で 16 度目となります。今年度も 5 名の学生に奨学金を授与し、合計 78 名への授与となりました。

■津山市中学校体育連盟にトライフープの観戦チケットを贈呈

地域に根差したプロスポーツを作州地域の子どもたちと一緒に応援するため、津山市中学校体育連盟バスケットボール部にトライフープ岡山の観戦チケット 180 枚を贈呈しました。

津山市立鶴山中学校にて贈呈式が行われ、当金庫 寺尾理事長が出席しました。

贈呈したチケットは、津山市内の中学校のバスケットボール部に所属する生徒に配布されました。当金庫は今後も作州地域のスポーツ文化の発展を応援してまいります。





津山信用金庫は、地域のみなさまの暮らしと経営を応援します。

●預金業務

津山信用金庫では、普通預金、定期預金、当座預金をはじめ、地域のみなさまにとって、より便利でお役に立つ商品・サービスを積極的に提案しています。

種 類		内 容	期 間	お預け入れ金額
当 座 預 金		会社や商店などのお取引に安全で便利な小切手や手形をご利用いただけます。預金保険制度により、全額保護の対象となります。	出し入れ自由	1円以上
普 通 預 金		給与、年金のお受け取り、口座振替等もセットでき、お財布や家計簿がわりにご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
決 済 用 普 通 預 金		普通預金と同様にご利用いただけますが、利息のつかない預金です。預金保険制度により、全額保護の対象となります。	出し入れ自由	1円以上
総 合 口 座		1冊の通帳に、普通預金・定期預金をセット。いざというときは、定期預金を担保に便利な自動融資もご利用いただけます。	普通預金・定期預金に準ずる	
通 知 預 金		まとまったお金の短期間の運用に便利です。2日前までのご通知によりお引き出しいただく預金です。	7日以上	1万円以上
定 期 預 金	スーパー定期預金	期間と金額をご自由にお選びいただける、身近な定期預金です。個人の方のみご利用いただける3年以上の複利型は、半年複利でよりお得です。	1ヶ月～10年	100円以上
	大口定期預金	まとまった資金を有利に運用いただける定期預金です。	1ヶ月～5年	1,000万円以上
	定額複利預金	個人の方のみご利用いただけ、お預け入れから6ヶ月経過後はいつでもお引き出し自由。長く預けるほど金利がステップアップする半年複利の有利な定期預金です。	最長5年 (据置期間6ヶ月)	100円以上 1,000万円未満
スー パー 定 期 積 金		教育資金や自動車購入等、目的に合わせて毎月一定額をお積立いただく商品です。	6ヶ月～5年	1,000円以上

●融資業務

種 類	内 容	期 間	ご融資金額
制 度 融 資	県や市町村などの有利な制度融資を各種取り扱っています。	各種制度により異なります。	
つしん特別融資「はばたき」	地域事業者の経営改善、発展を図るための融資です。「スピード審査」「無担保」「第三者保証不要」です。	10年以内	最高5,000万円
ゆたかサポート	地域農業の活性化を図るための融資です。農業に従事されている方がご利用いただけます。	資金使途により異なります。	最高3,000万円
つしん新規創業資金融資制度「創生」	新規創業される方への融資を通じて地方創生を図るための融資です。	10年以内	最高1,000万円
創業サポートローン「つなぐ力」	日本政策金融公庫との連携融資です。①新たに事業を始める方、または事業を開始した日から5年を経過していない方、②第二創業を計画されている方、または第二創業を開始した日から5年を経過していない方にご利用いただけます。	資金使途により異なります。	当金庫・日本政策金融公庫各 最高2,000万円
ソーシャルビジネスサポートローン「つなぐ心」	日本政策金融公庫との連携融資です。社会的課題（高齢者介護、子育て支援、障がい者支援、就労支援、まちづくり等）に対してビジネス手法で解決する持続的な事業活動を行っている方を支援する融資です。	資金使途により異なります。	当金庫・日本政策金融公庫各 最高7,200万円
事業者カードローン	ご融資限度額以内で事業資金を反覆してご利用いただけます。	2年以内	最高2,000万円
一 般 融 資	商業手形割引、手形貸付、証書貸付、当座貸越などお使いみちに合わせてご利用ください。		
住 宅 ロ ー ン	住宅の新築・ご購入、お借換えにもご利用いただけます。	50年以内	最高20,000万円
オートローン	新車・中古車のご購入、免許取得・車検・修理にご利用いただけます。	15年以内	最高1,000万円
リフォームローン	住宅の増改築、車庫・塀の設置などにもご利用いただけます。	15年以内	最高1,000万円
多 目 的 ロ ー ン	車のご購入、教育資金、リフォーム資金など様々な目的でご利用いただけます。	10年以内	最高1,000万円
ブライダルローン	ご結婚に係る費用としてご利用いただけます。	10年以内	最高500万円
教育ローン	入学金、授業料等の学校納付金、教育関連資金にご利用いただけます。	16年以内	最高1,000万円
カードローン	お使いみちは自由。ご融資限度額内で反覆してご利用いただけます。	3年以内	最高900万円
フリーローン	お使いみちは自由。様々な用途にご利用いただけます。	15年以内	最高1,000万円

※チラシの中には取扱いを終了した商品が含まれることもございます。詳しくは店頭でおたずねください。 2026年6月現在





●国債の窓口販売業務

種 類	内 容
個人向け国債	半年毎に利率が変わる10年満期タイプと固定金利の3年タイプ・5年タイプの3種類の個人向け国債があります。いずれのタイプも年2回(半年ごと)お利息が受取れます。お申込み単位は1万円。

●投資信託の窓口販売業務

種 類	内 容
投資信託の窓口販売	投資信託は、投資の専門家である投資信託会社が国内外の株式・債券・不動産など複数の投資対象に資金を分散して運用を行う投資手段です。当金庫では、多様化するお客様の資金運用ニーズに応えるため、運用方針や投資目的の異なる投資信託39商品をお取り扱いしております。

●保険商品の窓口販売業務

種 類	内 容
損害保険商品の窓口販売	当金庫では住宅ローン関連の「長期火災保険」と「債務返済支援保険」および「事業性火災保険」、「傷害保険」をお取り扱いしております。
生命保険商品の窓口販売	当金庫では「定期保険」、「定額個人年金保険」、「終身保険」、「一時払終身保険」、「変額保険」、「がん保険」、「医療保険」、「介護保険」、「学資保険」をお取り扱いしております。

●共済商品の窓口販売業務

種 類	内 容
共済商品の窓口販売	当金庫では「共済商品」をお取り扱いしております。

●M&A 仲介業務

種 類	内 容
M&A 仲介業務	地域の中小企業が有する企業買収、事業譲渡、業務提携その他の方法による企業提携に関するニーズに応えるため、外部専門機関と連携したM&A等に関する情報交換ならびに仲介業務を行います。

●その他業務

種 類	内 容
貸 金 庫	貸金庫はお客様の大事な証書・株券・権利書・貴金属等を盗難・火災から守ります。(設置店舗：本店、二宮支店、北支店、高野支店、久世支店、勝間田支店、美作支店、落合支店)
夜 間 金 庫	当金庫の営業時間終了後に売上金などを安全にお預りし、翌営業日にご指定の預金口座へ入金いたします。(設置店舗：本店、高野支店、久世支店、勝間田支店、美作支店)
スポーツ振興くじのお支払い	スポーツ振興くじ(toto)の当選金をお支払いいたします。(取扱店舗：本店、北支店、久世支店)
個人型確定拠出年金(iDeCo)	充実した老後の生活を実現するための資産を、加入者であるお客様ひとりひとりが、自らの責任で形成していく新しい年金制度です。毎月積み立てる掛金と運用収益の合計額をもとに、60歳以降に年金や一時金として受け取ることができます。

●各種サービス

種 類	内 容
個人向けインターネットバンキングサービス(モバイルバンキング)	お客様のパソコンで、資金移動のほか、残高・入出金明細および取引履歴の照会等ができます。携帯電話及びスマートフォンでも同様のサービスをご利用いただけます。基本契約料及び当金庫宛の振込手数料は無料。また、他金融機関宛の振込手数料が窓口扱いよりもお得です。
法人向けインターネットバンキングサービス	お客様のパソコンで、資金移動のほか、残高・入出金明細および取引履歴の照会等ができます。また、データ伝送サービスをご契約いただきますと、総合振込、給与・賞与振込もできます。毎月、基本契約料が必要となりますが、窓口扱いよりも振込手数料がお得です。
VISA一体型ICカード	「キャッシュカード」と「クレジットカード」の機能を1枚にまとめた多機能カードです。
しんきん電子記録債権サービス	電子記録債権法に基づき、「でんさいネット」を利用して提供する新しい決済サービスです。
キャッシュサービス	全国の信用金庫のATM機でお引出し・お預入れ・お振込ができます。また、その他の提携している金融機関のATM機でもお引出し・お振込(一部金融機関は除く)を行うことができます。
デビットカード	デビットカード加盟店でキャッシュカードによりショッピングのお支払いができます。
自動受取り	給与、年金、株式配当などが、受取日に自動的にご指定の口座に振り込まれます。
自動支払い	公共料金・税金・保険料・学費・各種クレジット代金などを、ご指定の口座から自動支払いいたします。
さくら会(年金友の会)	当金庫で年金をお受け取りになっているお客様は、日帰り旅行へのご参加、定期預金の金利アップ、年に一度の記念品進呈等のサービスを受けることができます。
ひまわりクラブ	22歳以下のお子さまをもつ保護者さまは、本会に入会いただくことで、定期預金等の金利アップ、優遇金利の専用教育ローン等のサービスを受けることができます。

※チラシの中には取扱いを終了した商品が含まれることもございます。詳しくは店頭でおたずねください。 2026年6月現在



総代会制度

総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員 1 人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1 人 1 票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、会員数が多く、総会の開催は事実上不可能です。

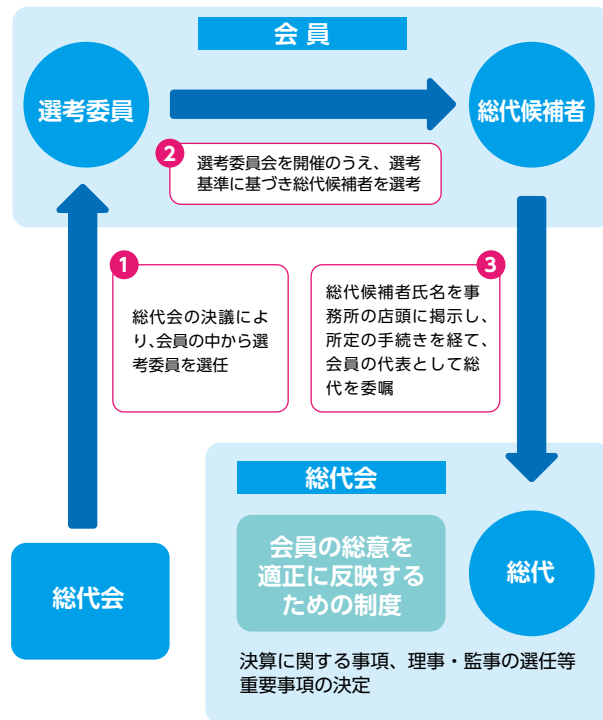
そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に会員 1 人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任地域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されています。

総代の皆さまは、当金庫の会員の総意を当金庫の経営に反映させていくという重要な役割を担っています。地域社会での信頼も厚く社会的な重責を担い、当金庫の経営理念や果たすべき使命を良くご理解・ご認識され当金庫とのお取引も良好な方々、そして地域への貢献度も高く、良識・見識を有し、私どもの一番の理解者、支援者、そしてご意見番であり、大切なパートナーの方々です。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、訪問アンケート調査の実施や、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代会は、会員 1 人ひとりの意見を適正に反映するための、開かれた制度です。



総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- 総代の任期は 3 年です。
 - 総代の定数は 70 人以上 100 人以内です。
- なお、2026 年 3 月 31 日現在の会員数は 11,231 人です。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、総代候補者の選考基準に基づき、次の 3 つの手続きを経て選任されます。

- ①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ②選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③上記②により選考された総代候補者を会員が信任する（会員は異議の申立てができます）。



▲ 総代選考委員会

総代候補者の選考基準

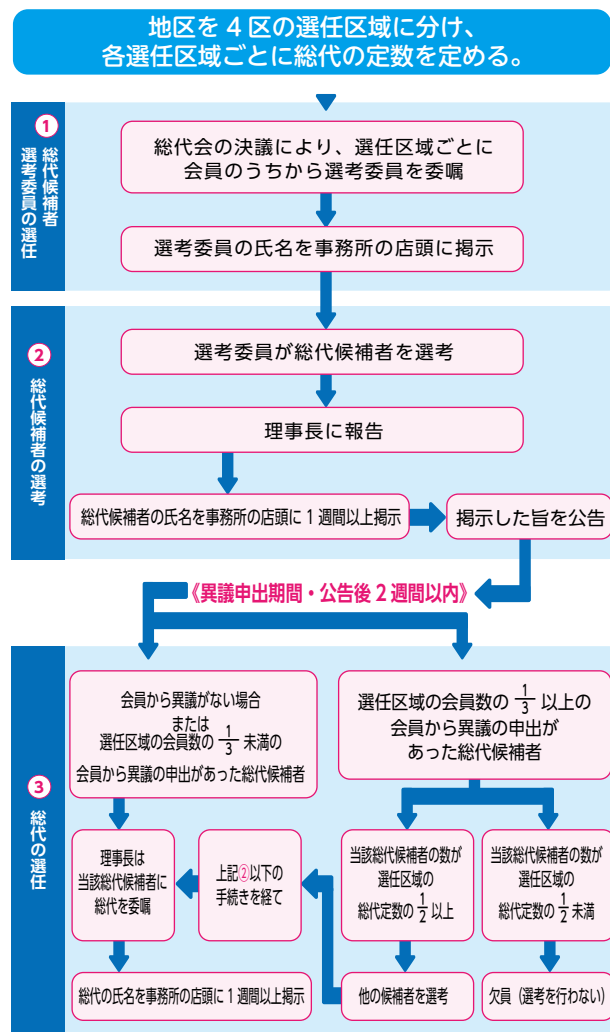
1. 資格要件

- ①当金庫の会員であること。
- ②就任時点で 80 歳を超えていないこと。

2. 適格要件

- ①総代としてふさわしい見識を有している者
- ②良識をもって正しい判断ができる者
- ③当金庫の地区内に居住し、地域における信望が厚く、人縁関係が深い者
- ④行動力があり、積極的な者
- ⑤人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している者
- ⑥その他総代選考委員が適格と認めた者

▼ 総代が選任されるまでの手続き





通常総代会に関する事項

2026年6月25日、第100期通常総代会を開催し、次の議案が原案通り承認可決されました。

報告事項 第100期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金処分案承認の件

第2号議案 所在不明会員の除名の件

第3号議案 総代候補者選考委員選任の件

第4号議案 理事の任期満了に伴う選任の件

第5号議案 監事の任期満了に伴う選任の件

第6号議案 退任の常勤監事、非常勤理事及び非常勤監事に対する退任慰労金の贈呈の件

総代の氏名等

2026年7月28日現在

選任区域	人数	氏 名					
1 区	27 名	秋田 英次①	有木 良治⑧	井澤 貴生②	石原 宏明⑤	井上 隆士①	
		牛垣 和弘③	内田 政行③	岡 悠紀好⑩	小笠原卓宏④	河田 香織⑤	
		荻田 裕也⑪	荻田 善嗣⑧	楠田 芳三⑤	黒藪 健太①	小泉 立志②	
		國米 一朗⑤	近藤 一⑤	佐藤 宣義③	下山 高司①	治郎丸真介②	
		鷹取 貞次③	野上 和宏③	林 宏和①	光岡 宏文③	宮本 将臣①	
		森淵百合明②	竜門 幸司⑪				
2 区	20 名	秋山 政徳③	稲葉 伸次⑨	井上 治①	江見 正暢⑦	小原 茂揮⑤	
		角上 浩①	川端 茂⑤	菅田 拓平②	寶多 英代④	鍋島 祐介②	
		額田 雅之④	長谷川隆嗣⑦	廣田 裕④	福田 邦夫⑤	真木 誠司①	
		松本 裕之⑨	丸尾 宜史②	美甘 信吉⑤	森山 真一③	山本 俊彦⑤	
3 区	18 名	池田 英雄②	宇佐美勝正③	薄元 優子③	大谷 裕子④	金島 敏広②	
		川嶋 健文⑤	小林 紳一③	坂田 修作①	津田 美和①	釣谷 育宏②	
		豊福 恒弘⑦	中岡 靖①	中坂 彰男⑨	中村 政弘⑤	番原 芳弘⑧	
		福田 順也②	牧野 秀俊④	眞屋 幸弘⑥			
4 区	15 名	安東 正典⑨	大鳥 広次⑤	大田 哲男③	岡田 暁①	小林 高光⑥	
		寺越 健①	道満 祥雄⑥	鳥越 啓史③	中島浩一郎④	福島 正明①	
		村松 幸男③	母里 靖浩③	山下 薫①	山下 豊⑦	山本裕一郎①	

〔お名前は、ご承諾を頂いて記載しております。お名前の後の数字は総代への就任回数です。〕（敬称略、五十音順）

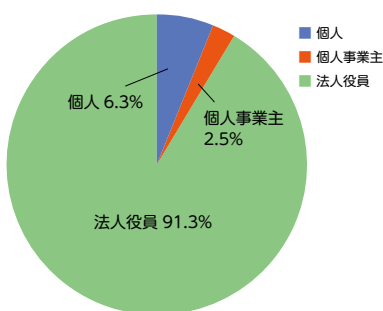
名誉総代

1 区 須江 英典、高田 信昌、廣野 學
以上3名の方へ就任して頂きました。

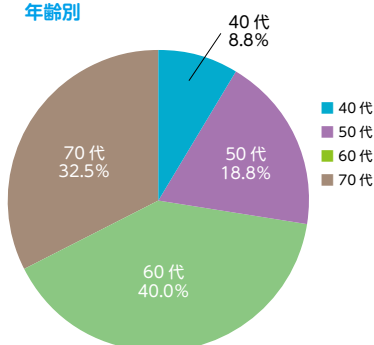
当金庫では、総代を定年により退任された方、かつ長年（原則として5期15年以上）金庫の運営に尽力された方のうち、当金庫が推薦する方に名誉総代の尊称を贈り功績を讃える制度があります。

総代の属性等別構成比

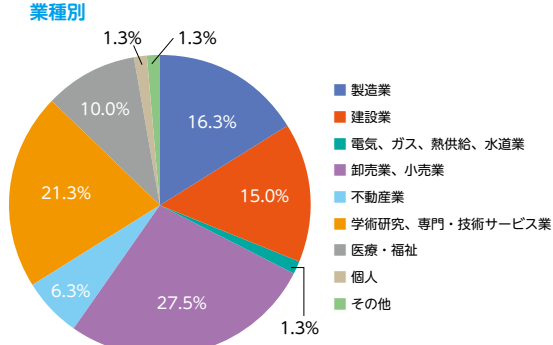
職業別



年齢別



業種別





コンプライアンス（法令等遵守）への取組み

コンプライアンスの基本方針

当金庫は、社会的使命と責任を全うする金融機関として、地域社会の負託に応え、ゆるぎない信頼を確立するため、コンプライアンスを経営の最重要課題として位置づけています。全役職員が守るべき基本事項を定めた「津山信用金庫行動綱領」を制定しているほか、「コンプライアンス規程」を定めコンプライアンス委員会により強固な管理体制や運営態勢を構築しています。

具体的な実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に策定し、このプログラムに沿って役職員の法令等遵守に対する意識向上を図るほか法令等遵守態勢に対する取組みを強化しています。また、コンプライアンス宣言を作成し朝礼等で全員で唱和することにより、コンプライアンス意識の醸成を図っています。

2011年10月には「私の行動チェック」を制定し、自分の行動を顧みて、コンプライアンスの重要性に対する意識をより強く持ち、法令等遵守に取り組む姿勢を明確にする指針としています。

津山信用金庫行動綱領

1. 津山信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任

当金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

2. 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献

経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客様のニーズに応えるとともに、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客様の利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

3. 法令やルールへの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

4. 地域社会とのコミュニケーション

経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。

5. 職員の人権の尊重等

職員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。

6. 環境問題への取組み

資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

7. 社会貢献活動への取組み

当金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。

8. 反社会的勢力との関係遮断

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。

以上

コンプライアンス宣言

当金庫は、コンプライアンスを経営の最重要課題として位置づけ、コンプライアンス重視の企業風土を確立するため、役職員は率先して以下のとおり取り組むことを宣言します。

1. 当金庫の役職員は、最も大切な「信用」を維持するために、法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に則り、誠実かつ公正な業務運営を行います。
2. 当金庫の役職員は、金融取引にかかる法令等に基づく適正な処理を行うため、これらの法令やルールに関する知識の向上に努めます。
3. 当金庫の役職員は、金庫内のコミュニケーションを重視し、風通しの良い職場づくりに努めるとともに、コンプライアンス違反行為またはその疑いのある行為に対しては厳正に対処します。



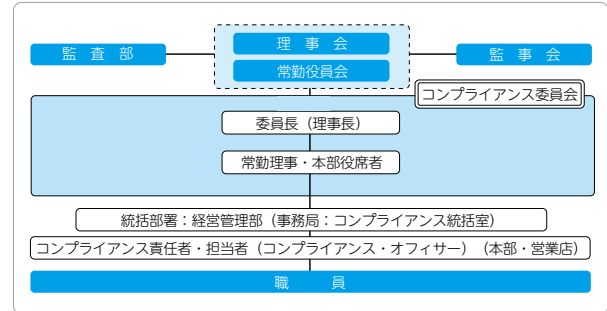


コンプライアンス体制

理事会は、コンプライアンス態勢に関する最終意思決定機関とし、基本方針・遵守規準を定めるとともに、コンプライアンス実践状況や施策等の遵守状況を評価しています。

また、コンプライアンス委員会は、業務執行機関として総合的に計画・検討・評価を行い、経営管理部を統括部署、コンプライアンス統括室を事務局として態勢に関わる企画・立案を行うとともに、指導・教育、苦情・相談への対応を行っています。

さらに、コンプライアンス責任者および担当者（コンプライアンス・オフィサー）を本部・営業店に配置し、所属職員に対する指導、教育などを行っています。万一職員において、法令等違反が発生した事実、またはそのおそれがあることを知ったときは、コンプライアンス・オフィサーに報告することとしているほか、直接報告できるホットラインを設け、内部通報にも適切に対応できる体制を構築しています。



マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策ポリシー

1. 運営方針

当金庫は、マネロン等の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

経営陣は、マネロン等対策に係る態勢の整備、方針・手続・計画の立案・推進、及びリスクの特定・評価・低減に係る各種取組みを主導します。

2. 管理態勢

当金庫は、マネロン等対策の責任を担う担当役員を任命するとともに、マネロン等対策の統括部署を設置し、専門性を有する人材の配置及び必要な予算の配分等、適切な資源配分を実施するとともに、マネロン等対策に関わる役員・職員間での連携の枠組みを構築します。

3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、国によるリスク評価（犯罪収益移転危険度調査書）及び当金庫の疑わしい取引の届出の状況等を踏まえ、当金庫が直面しているマネロン等リスクを特定します。

また、特定した自らの事業環境・経営戦略・リスク特性をもとに、取引量や影響の発生率、影響度等の観点を踏まえてリスクの大きさを評価し、リスクに応じた低減措置を講じます。

4. 顧客の管理方針

新規取引開始時及び顧客情報や取引内容等に応じて取引開始後継続的に、本人確認や取引目的の確認等を実施します。

また、当金庫が顧客や取引内容等に関して確認が必要な情報を検知した場合等には、適時、追加の確認・調査を実施します。

なお、これらの確認・調査に際しては、必要に応じて追加的な証拠資料等の提出を求めます。

5. 疑わしい取引の届出

営業店の報告や取引モニタリングシステムによる検知、捜査機関等からの照会、顧客の申し出等を受け、疑わしい取引を検知した際は、その内容を調査し、疑わしい取引に該当すると判断した場合は直ちに当局に届出を行います。

6. 経済制裁及び資産凍結

取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合、当該取引を謝絶するとともに、資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

マネロン等対策に関わる全ての役職員に対して継続的に研修を実施し、役職員の知識習得、意識向上を図るとともに、各役割に応じた専門性を有する役職員の確保・育成に努めます。

8. 実効性の検証

マネロン等リスク管理態勢について、統括部署による検証に加え独立した内部監査部門による監査を定期的を実施し、当該結果を踏まえた継続的な改善に努めます。

9. 顧客からの理解促進

新規取引開始時及び取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の確認・調査等について顧客から理解を得るため、当金庫のホームページや営業店における掲示等を活用して、周知・広報に取組みます。

以上



つしな



個人情報保護への取組み／金融商品に係る勧誘方針

個人情報保護への取組み

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報、または「個人識別符号」が含まれる情報をいいます。

2. 個人情報等の取得・利用について

当金庫は、お客様のお取引を安全かつ確実に進め、より良い金融サービスをご提供するためにあらかじめ利用の目的を明確にしたうえでお客様より個人情報等を取得するとともに、業務上必要な目的の範囲で利用し、お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示・提供が求められた場合等を除いて、個人情報等を第三者に開示・提供することはありません。

3. 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客様の個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めます。

4. 個人情報等の利用目的の通知・開示・訂正等、利用停止等について

お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えいたします。お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、お取引店または下記の相談窓口までお申出ください。必要な手続きについてご案内させていただきます。

5. 個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客様の個人情報等の漏洩、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

6. 委託について

当金庫は、特定の業務において個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しては、お客様の個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

7. 個人データの第三者提供について

当金庫は、お客様から同意を得て、個人データの第三者提供を行う場合には、あらかじめ、提供先の第三者、当該第三者における利用目的、提供する個人データの項目等を示し、原則として書面（電磁的記録を含みます）にて同意をいただくこととします。また、その提供先が外国にある第三者の場合には、上記取扱いに加え、法令等の定めるところにより、あらかじめ、①提供する第三者が所在する外国の名称、②当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、③提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報等について情報提供いたします。

8. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取り組みます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、お取引店または下記の相談窓口までご連絡ください。

注）本記載事項は、当金庫「個人情報保護宣言」の要旨であり、くわしくはホームページまたはお近くの窓口でご確認願います。

●個人情報に関する相談窓口

	津山信用金庫経営管理部コンプライアンス統括室
住 所	〒708-0022 津山市山下30-15
電話番号	(0868) 22-4124 FAX: (0868) 32-2958 Eメール: tsushin@mx1.tiki.ne.jp
受付時間	月曜日～金曜日（休日は除く）午前8時30分～午後5時

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正な確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。





利益相反管理方針の概要／反社会的勢力に対する基本方針等



利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、お客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
 - ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
 - ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③のほかお客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ①対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
 - ②対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
 - ③対象取引またはお客様との取引を中止する方法
 - ④対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

金融 ADR 制度（裁判外紛争解決制度）への対応

●苦情処理措置

当金庫は、お客様からの苦情のお申出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

	津山信用金庫各営業店	津山信用金庫経営管理部コンプライアンス統括室
住 所	40ページ参照	〒708-0022 津山市山下30-15
電話番号	40ページ参照	(0868)22-4124 FAX:(0868)32-2958 Eメール:tsushin@mx1.tiki.ne.jp
受付時間	月曜日～金曜日(休日は除く)午前8時30分～午後5時	月曜日～金曜日(休日は除く)午前8時30分～午後5時

●紛争解決措置

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、岡山弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、上記コンプライアンス統括室または全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、岡山弁護士会、全国しんきん相談所、または、当金庫コンプライアンス統括室」にお尋ねください。

名 称	全国しんきん相談所	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター	岡山弁護士会 岡山仲裁センター
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒700-0807 岡山市北区南方1-8-29
電話番号	(03)3517-5825	(03)3581-0031	(03)3595-8588	(03)3581-2249	086-223-4401
受 付 日 時	月～金(祝日、年末年始除く) 9:00～17:00	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始除く) 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、13:00～17:00	月～金(祝日、年末年始除く) 10:00～17:00



振り込め詐欺への対応／与信取引の説明態勢

振り込め詐欺への対応

2008年6月21日に「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」（略称「振り込め詐欺救済法」）が施行されました。

「振り込め詐欺救済法」は、振り込め詐欺等の被害に遭われたお客様のために、金融機関の犯罪利用口座に振り込まれ、滞留している犯罪被害資金の返還手続等を定めた法律です。

振り込め詐欺対策として、当金庫は以下の対応を行っております。

- ・キャッシュカードによる1日あたりの振込限度額および回数の設定ができます。
- ・当金庫ATM待ち受け画面にメッセージで注意喚起をしています。
- ・当金庫ATM利用時に、明細表のメッセージで注意喚起しています。
- ・携帯電話での指示・誘導による還付金詐欺の未然防止のため、ATMコーナーでの携帯電話の使用をご遠慮いただいております。
- ・携帯電話を使用されている場合、職員がお声をかけることがあります、ご理解いただきますようお願いいたします。
- ・窓口などのお振り込みについて、お振り込みの理由等をおたずねする場合があります。振り込め詐欺を未然に防ぐための確認でございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。
- ・振り込め詐欺の疑いや不安がある場合は、ご遠慮なくお申し出ください。
- ・万が一振り込め詐欺の被害に遭われた、またはその疑いがある場合などは、お近くの当金庫本支店、または下記の連絡先へ、ご遠慮なくお問い合わせください。
- ・キャッシュカードでの振込および出金機能の利用制限について、近年、全国的に、ATMに不慣れな高齢者を誘導して、預金を振り込ませる「振り込め詐欺」、また、高齢者の方からキャッシュカードを騙し取り、ATMで現金を引き出す特殊詐欺被害が急増しています。こうした被害を防止するために岡山県警の要請のもと、緊急対策として、以下のとおりキャッシュカードの利用制限を実施しています。

〔キャッシュカード振込機能の利用制限〕

(1) 対応内容

キャッシュカードによるATM振込が出来なくなります。

(2) 対象となるお客様

2017年2月末を最初として、毎年2月末で70歳に達し、過去3年間にATM振込のご実績のないお客様

(3) 対応開始時期

2017年4月3日（月）より

〔キャッシュカード出金機能の利用制限〕

(1) 対応内容

キャッシュカードによる出金限度額が「1日あたり10万円」となります。

(2) 対象となるお客様

① 2021年3月31日時点で70歳以上、かつ2018年4月1日から2021年3月31日までの過去3年間に、ATMでの出金の利用実績のないお客様

② 2021年4月1日以降、70歳に達した時点で、過去3年間にATMでの出金の利用実績のないお客様

(3) 対応開始時期

2021年4月20日（火）より

※上記対象のお客様でATMでのお振込または10万円を超えるATMでのお出金をご希望のお客様

平日の営業時間内に当金庫の窓口へお申し出ください。本人確認の上、取り扱いさせていただきます。

なお、キャッシュカードによる預入れは、従来通り可能です。

	津山信用金庫経営管理部コンプライアンス統括室
住 所	〒708-0022 津山市山下30-15
電話番号	(0868)22-4124 FAX:(0868)32-2958 Eメール:tsushin@mx1.tiki.ne.jp
受付時間	月曜日～金曜日(休日は除く)午前8時30分～午後5時

与信取引の説明態勢

当金庫は、お客様との強固な信頼関係を築くためには、お客様との情報共有の拡大と、相互理解の向上が重要であると考えます。

また、お客様への説明時や情報提供時において、常にお客様の立場に立って、お客様の理解と納得を得ることを目的とした誠実な説明を行うこと、すなわち説明責任を果たすことが不可欠であると考えます。言い換えれば、利用者重視の取り組み態勢が、お客様との強固な信頼関係を築くための大前提であるといえます。

このような考え方から、当金庫では、「与信取引に関する顧客への説明態勢に係る規程」を基に、「与信取引に関する顧客への説明マニュアル」を制定し、各与信取引における具体的な対応を定め、与信取引に関する厳格な説明態勢の構築とその適正化を図っています。





各種リスク管理について



■ 各種リスク管理について

オペレーショナルリスク	信用リスク	信用リスクとは、取引先の業況悪化などにより、貸出金の元本や利息の回収が困難になり損失を被るリスクをいいます。 当金庫では、信用リスクを管理すべき最重要なリスクと認識し、信用リスクの評価については、定期的に信用リスク量を計測し、A L M・リスク管理委員会及び経営陣に報告する態勢を整備しています。また、信用コストである貸倒引当金は、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率等をもとに算定し、その結果について監査法人の監査を受けており、適正な計上に努めています。
	市場リスク	市場リスクとは、金利や為替、株式市場等の変動により、保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクをいいます。 当金庫は、安定収益の確保と健全な経営を行うため、安全性を第一とし、流動性、収益性の観点を考慮した運用を行うこととし、たえず市場動向の把握を行い、市場リスクの適正な管理に努めています。 市場リスクの評価については、定期的に金利リスク量、為替リスク量および価格変動リスク量を計測し、さらにそれぞれを統合した市場リスク量を計測するほか、株式等有価証券の運用限度額の遵守状況等についてA L M・リスク管理委員会及び経営陣に報告する態勢を整備しています。
	流動性リスク	流動性リスクとは、予期せぬ資金流出などにより通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされ損失を被る「資金繰りリスク」、あるいは市場において不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る「市場流動性リスク」をいいます。 当金庫は、日次あるいは月次の資金繰りのモニタリングや厳重な市場動向の把握により、適正な流動性リスク管理に努めており、定期的に支払準備率を算出してA L M・リスク管理委員会及び経営陣に報告する態勢を整備しています。 また、支払準備資産を信金中央金庫へ預け入れるとともに、信金中央金庫が緊急時の資金繰りへの対応を図るといった、業界としてのバックアップ体制を構築しています。
	事務リスク	当金庫では、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク及びその他のリスクを総称して、オペレーショナル・リスクとして定義しています。 事務リスクとは、役職員が、正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。 当金庫は、正確で迅速な事務処理を行うため、規程等の整備のほか、集合研修や事務統括部による臨店指導等により、職員の事務処理能力の向上に努めています。また、監査部が内部監査や自店検査の結果の把握・分析を実施して改善提案を行うほか、改善提案制度により、広く職員から業務・事務の改善策を募ることで、事務レベルの向上や規程の改訂等に活用しています。さらに、事務統括部では、事務エラー情報を収集し、原因分析を行う等、モニタリングを実施しています。
	システムリスク	システムリスクとは、コンピュータシステムの障害、誤作動や不備等のほか、コンピュータの不正使用、あるいは情報の漏洩や改ざん等により損失を被るリスクをいいます。 当金庫は、十分なバックアップ体制が構築されたしんきん共同センターのオンラインシステムを利用して業務を行っておりますが、コンピュータ障害等によるシステムダウンへの対応や安全対策として、情報資産保護の基本方針（セキュリティポリシー）を制定しているほか、障害発生時の対応手順を定めています。また、システムへの不正進入防止策を講じるなど、情報の機密性に応じた対策を実施するとともに、お客様の情報の毀損や漏洩を防止するなど、顧客情報の保護に努めています。
	法務リスク	法務リスクとは、コンプライアンス違反行為（法令や金庫内規程などに違反する行為、またその恐れのある行為）や契約書などの法的要件の不備が発生し、当金庫が損失を被るリスクをいいます。 当金庫は、コンプライアンスの基本方針や規程、プログラム、マニュアル等に基づき法令等の遵守態勢を整備するとともに、契約書などの法的要件についてはコンプライアンス統括室がチェックを行い、法務リスクの顕在化の回避、防止を図り法務リスクの極小化に努めています。
	人的リスク	人的リスクとは、人事運営上のトラブルやハラスメントなどの差別行為、および盗難・強盗など外部からの不正行為などに起因して、当金庫が損失を被るリスクをいいます。 当金庫は、ハラスメントや人事制度上の問題点等について、総務人事部がモニタリングを実施し、情報の収集・分析を行うなど人的リスク管理態勢の充実を図っています。
	有形資産リスク	有形資産リスクとは、金庫が所有する建物、設備、什器・備品などの有形資産が、地震や風水災、火災などにより損失を被るリスクをいいます。 当金庫では、有形資産リスクが発生した場合に備え、災害発生時等に対応する業務継続計画（BCP）を制定するとともに、必要に応じて訓練を実施し、緊急時にはマニュアルに沿った対応が行われるよう態勢を整備しています。
	風評リスク	風評リスクとは、評判の悪化や風説の流布等により、金融機関の信用が著しく低下し、金融機関が損害を被るリスクをいいます。 当金庫では、「風評リスク管理規程」を定めるとともに、すべての役職員が対応できるよう態勢を整備しています。また、お客様からの苦情やインターネット等を利用した風評情報などの動向を注視し、評判に影響がある情報の正確な把握と原因の究明を行い、迅速に風評リスクを回避する管理を行っています。

津山信用金庫のあゆみ

主なあゆみ

昭和

2年 5月25日	有限責任津山相愛信用組合設立
4年 9月12日	有限責任津山信用組合と改称
10年 6月27日	東、西出張所を開設
18年 7月24日	津山市信用組合に組織変更
10月 1日	二宮出張所を開設
25年 4月 1日	津山信用組合に名称組織変更
26年 8月15日	落合出張所を開設
10月20日	信用金庫法にもとづき津山信用金庫と改組し、東、西、二宮、落合各出張所を支店とする。
27年 6月26日	久世支店開設
33年 5月 6日	本店新築移転
37年 2月18日	東支店新築
38年 2月17日	西支店新築
39年 5月24日	久世支店新築移転
41年 3月14日	落合支店新築移転
5月18日	林野支店開設
42年 5月24日	創立40周年記念式典挙行
44年 7月25日	勝山支店開設
11月11日	勝山支店新築移転
46年 3月29日	本店新築移転
4月 6日	中央支店開設
51年11月20日	創立50周年記念式典挙行
53年 6月26日	二宮支店新築
54年12月 3日	北支店開設
57年11月 8日	東支店新築移転
58年 9月12日	鏡野支店開設
59年11月12日	中央支店新築移転
61年10月19日	創立60周年記念式典挙行

平成

3年 3月25日	高野支店開設
4年 3月19日	創立65周年記念事業救急車1台を寄贈(津山市)
5年 9月16日	新見信用金庫勝山支店譲受
12月13日	久世支店新築移転
6年11月 4日	林田支店開設
8年 4月 1日	創立70周年記念事業実施
9月 5日	創立70周年記念事業救急車3台を寄贈(津山市・英田圏域・真庭消防組合)
17日	勝間田支店開設

9年12月25日	総預金量1,000億円達成
10年10月12日	美作支店(旧名称林野支店)新築移転
11年10月25日	一宮支店開設
13年 8月 1日	75周年記念事業実施
12月 4日	創立75周年記念事業救急車3台を寄贈(津山・英田圏域消防組合・真庭広域連合)
17年 4月 1日	津山第一病院共同出張所の開設
18年10月 3日	創立 80 周年記念事業高規格救急車 3 台を寄贈(津山・美作・真庭の各市)
23年 1月17日	落合支店新築移転
6月28日	津山信用金庫新経営体制発足
12月 5日	中央支店リニューアルオープン
24年 6月15日	新・経営理念を制定
25年 6月14日	当金庫オリジナルキャラクター「つつし～・つつし～な」の制定
27年 5月12日	全国信用金庫協会主催「第 18 回信用金庫社会貢献賞」にて当金庫の「全国公募のしんわ美術展と企画展開催」が Face to Face 賞を受賞
29年 2月20日	中央支店を本店へ統合(ATM コーナーはソシオ出張所として引き続き設置)
31年 4月18日	「平成 30 年度地方創生に資する金融機関等の『特徴的な取組事例』」に認定され、内閣府特命担当大臣表彰を受賞

令和

1年12月16日	旧中央支店を「創業支援」と「UIJ ターン者の交流」の場へとリノベーションして誕生した「INN-SECT (インセクト)」オープン(運営主体:レプタイル㈱)
2年 3月23日	一宮支店を北支店内へ店舗内店舗方式として移転(ATM コーナーは東一宮出張所として引き続き設置)
3年 5月10日	勝山支店新築移転
7月26日	北・一宮支店リニューアルオープン
5年 5月 8日	高野支店リニューアルオープン
6年 3月25日	林田支店を北支店内へ店舗内店舗方式として移転(ATM コーナーは林田出張所として引き続き設置)
6年 9月24日	二宮支店新築移転
7年 4月 1日	旧林田支店に創業・移住・事業支援拠点「T-スタ」オープン

これからも役職員一致団結して、
100 周年に向かい、
正直に歩んでいきます！





第 100 期通常総代会

資料編

財務諸表	23
経理・経営内容	27
営業の状況	30
預金業務	30
融資業務	30
リスク管理債権及び 金融再生法開示債権	32
経営者保証に関する ガイドラインの活用状況	33
役職員の報酬体系について	33
自己資本充実の状況等について	34
店舗のご案内	43

開示項目一覧

信用金庫法第 89 条に基づくディスクロージャーの記載事項

1. 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項

- ①事業の組織…………… 7
- ②理事及び監事の氏名及び役職名・職員外理事の登用状況… 7
- ③事務所の名前及び所在地…………… 43

2. 金庫の主要な事業の内容…………… 11～12

3. 金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの

- ①直近の事業年度における事業の概況…………… 3
- ②直近の 5 事業年度における主要な事業の
 状況を示す指標…………… 27
- ③直近の 2 事業年度における事業の状況を
 示す指標…………… 27～28

4. 金庫の事業の運営に関する事項

- ①リスク管理の体制…………… 20、42
- ②法令遵守の体制…………… 15～16
- ③中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況… 4
- ④経営者保証に関するガイドラインの活用状況…………… 33
- ⑤金融 ADR 制度への対応…………… 18

5. 金庫の直近の 2 事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

- ①貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書… 23～26
- ②貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

- ・破綻先債権に該当する貸出金…………… 32
- ・延滞債権に該当する貸出金…………… 32
- ・3 ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金…………… 32
- ・貸出条件緩和債権に該当する貸出金…………… 32

- ③自己資本の充実について
 金融庁長官が別に定める事項…………… 34～42

- ④次に掲げるものに関する取得原価又は契約価額、
 時価及び評価損益

- ・有価証券…………… 29
- ・金銭の信託…………… 30

- ⑤貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額…………… 31

- ⑥貸出金償却の額…………… 31

- ⑦金庫が法第 38 条の 2 第 3 項の規定に基づき貸借対照表、
 損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書
 について会計監査を受けている場合にはその旨…………… 26

6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重大な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの…………… 33

7. 直近の事業年度における財務諸表の正確性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認した旨の代表者署名…………… 26



財務諸表

金額・利回りは単位未満切捨て、構成比は四捨五入しています。(以下各表とも同じ)

貸借対照表

(単位：百万円)		
科目	2025年3月期	2026年3月期
(資産の部)		
現金	2,333	2,643
預け金	21,143	26,643
買入金銭債権	252	182
金銭の信託	508	517
有価証券	63,603	57,709
地方債	8,099	7,607
社債	38,088	33,496
株式	356	348
その他の証券	17,060	16,257
貸出金	66,224	64,676
割引手形	80	61
手形貸付	1,238	989
証書貸付	59,870	58,885
当座貸越	5,034	4,739
その他資産	1,374	1,347
未決済為替貸	23	45
信金中金出資金	902	902
未収収益	220	243
その他の資産	228	156
有形固定資産	1,660	1,628
建物	605	584
土地	828	828
その他の有形固定資産	225	215
無形固定資産	22	17
ソフトウェア	22	17
前払年金費用	137	163
繰延税金資産	451	491
債務保証見返	181	149
貸倒引当金	(△ 468)	(△ 610)
(うち個別貸倒引当金)	(△ 408)	(△ 533)
資産の部合計	157,425	155,560

(単位：百万円)		
科目	2025年3月期	2026年3月期
(負債の部)		
預金積金	149,652	148,473
当座預金	1,250	1,357
普通預金	87,272	85,585
貯蓄預金	370	384
定期預金	57,932	58,328
定期積金	2,022	1,915
その他の預金	803	902
借入金	360	331
借入金	360	331
その他負債	292	426
未決済為替借	28	28
未払費用	73	164
給付補填備金	0	1
未払法人税等	31	54
前受収益	20	24
払戻未済金	0	1
払戻未済持分	1	1
職員預り金	94	95
その他の負債	41	54
賞与引当金	67	71
役員退職慰労引当金	85	52
偶発損失引当金	8	10
債務保証	181	149
負債の部合計	150,649	149,515
(純資産の部)		
出資金	599	600
普通出資金	599	600
利益剰余金	7,566	7,681
利益準備金	599	599
その他利益剰余金	6,966	7,081
特別積立金	6,600	6,800
当期末処分剰余金	366	281
会員勘定合計	8,166	8,282
その他有価証券評価差額金	△ 1,390	△ 2,237
評価・換算差額等合計	△ 1,390	△ 2,237
純資産の部合計	6,776	6,044
負債及び純資産の部合計	157,425	155,560

(貸借対照表注記)

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他の有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
 建物 22年～50年
 その他 5年～10年
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産・特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者な

ど今後の管理に注意を要する債務者(以下、「要注意先」という)のうち、当該債務者の全部又は一部に要管理債権(3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権)がある債務者(以下、「要管理先」という)に対する債権については今後3年間、要管理先以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容に特段の問題がないと認められる債務者(以下、「正常先」という)に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。

これらの予想損失額は、それぞれの債務者区分の損失見込期間を算定期間とし、過去の一定期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の平均値に基づく将来見込に応じて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した自己査定委員会(資産監査部署)が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は96百万円であります。

- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定率法により費用処理
数理計算上の差異 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定率法により翌事業年度から費用処理

なお、当事業年度末においては年金資産の額が退職給付債務に未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しており、当該超過額(163百万円)を前払年金費用として計上しております。

また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額





を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- ① 制度全体の積立状況に関する事項（2025年3月31日現在）

年金資産の額	1,796,855 百万円
年金財政計算上の数理債務の額	
と最低責任準備金の額との合計額	1,828,746 百万円
差引額	△ 31,890 百万円
- ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（2025年3月31日現在）

0.1198%
- ③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高△127,306 百万円及び別途積立金 95,415 百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間 19 年 0 カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金 22 百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
10. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
11. 役員取引等収益は、役務提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役員取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものがあります。為替業務及びその他の役員取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
12. 固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
13. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 610 百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として 6. に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、最近のエネルギー、原材料調達コストの上昇から企業を取り巻く経営環境の不確実性は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 727 百万円
15. 有形固定資産の減価償却累計額 2,581 百万円
16. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	277 百万円
危険債権額	1,683 百万円
三月以上延滞債権額	13 百万円
貸出条件緩和債権額	134 百万円
合計額	2,109 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
17. 手形割引は、業種別監査委員会実務指針第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 61 百万円であります。
18. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
預け金	1,000 百万円
有価証券	7,710 百万円
担保資産に対応する債務	
預 金	335 百万円
借 用 金	331 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、預け金 1,204 百万円を差し入れております。

19. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は 430 百万円であります。
20. 出資 1 口当たりの純資産額 503 円 27 銭
21. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
 - (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
 - (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ① 信用リスクの管理

当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査管理部により行われ、また、定期的に A L M ・リスク管理委員会や常勤役員会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、審査管理部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金運用室において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
 - ② 市場リスクの管理

当金庫は、市場リスク（金利リスク、価格変動リスク及び為替リスク）の適切な把握・管理を図るために、市場リスク管理規程に、リスク管理方法や手続等を明記しており、「統合 V a R」による市場リスク量を計測し、A L M ・リスク管理委員会で検討を行っております。

日常的には資金運用室において金利感応度分析や為替感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで A L M ・リスク管理委員会に報告しております。

有価証券を含む市場運用商品の保有については、A L M ・リスク管理委員会の方針に基づき、常勤役員会の監督の下、余資運用規程に従い行われております。このうち、資金運用室では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

当金庫では、「有価証券」のうち債券、株式及び投資信託の市場リスク量を V a R により月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。当金庫の V a R は分散共分散法（保有期間 120 営業日、信頼区間 99.0%、観測期間 5 年）により算出しており、2026 年 3 月 31 日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で 2,102 百万円です。
 - ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALM を通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
 - (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 預け金（※ 1）	26,643	25,511	△ 1,131
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	8,205	6,605	△ 1,599
その他有価証券（※ 2）	49,247	49,247	—
(3) 貸出金（※ 1）	64,676		
貸倒引当金（※ 3）	△ 610		
	64,065	63,757	△ 308
金融資産計	148,162	145,122	△ 3,040
(1) 預金積金（※ 1）	148,473	147,509	△ 964
(2) 借入金（※ 1）	331	325	△ 6
金融負債計	148,805	147,834	△ 970

（※ 1）預け金、貸出金、預金積金及び借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。



財務諸表

- (※2) その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
- (※3) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。

自金庫保証付私募債は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に内部格付等に応じたスプレッドを加味した利率で割り引いて時価を算出しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については23.から24.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位: 百万円)	
区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 (※1)	254
組合出資金 (※2)	3
信金中金出資金 (※2)	902
その他の出資金 (※2)	1
合 計	1,160

(※1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(※2) 組合出資金・信金中金出資金・その他の出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位: 百万円)				
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金 (※1)	3,304	990	1,500	7,700
有価証券				
満期保有目的の債券	171	706	832	6,494
その他有価証券のうち満期があるもの	6,663	18,005	8,168	11,927
貸出金 (※2)	8,152	23,238	13,901	13,888
合 計	18,291	42,940	24,402	40,010

(※1) 預け金のうち、期間の定めのないものは含めておりません。

(※2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位: 百万円)				
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金 (※)	127,025	18,537	2,746	162

借入金	28	253	25	25
合 計	127,053	18,790	2,771	187

(※) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

23. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、24. まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位: 百万円)				
種類	貸借対照表 計上額	時価	差額	
時価が貸借 対照表計上 額を超える もの				
国債	—	—	—	
地方債	—	—	—	
社債	—	—	—	
その他	—	—	—	
小 計	—	—	—	
時価が貸借 対照表計上 額を超えない もの				
国債	—	—	—	
地方債	5,827	4,621	△1,206	
社債	1,877	1,559	△317	
その他	500	423	△76	
小 計	8,205	6,605	△1,599	
合 計	8,205	6,605	△1,599	

その他有価証券

(単位: 百万円)				
種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	
株式	82	59	23	
債券	375	370	4	
貸借対照表 計上額が取 得原価を超 えるもの				
国債	—	—	—	
地方債	375	370	4	
社債	—	—	—	
その他	2,504	2,289	214	
小 計	2,962	2,719	242	
株式	12	14	△2	
債券	33,023	34,973	△1,950	
貸借対照表 計上額が取 得原価を超 えないもの				
国債	—	—	—	
地方債	1,404	1,600	△195	
社債	31,619	33,373	△1,754	
その他	13,249	14,229	△979	
小 計	46,285	49,217	△2,931	
合 計	49,247	51,937	△2,689	

24. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位: 百万円)			
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	53	9	6
債券	3,607	0	83
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	3,607	0	83
その他	—	—	—
合 計	3,661	9	89

25. 運用目的の金銭の信託

(単位: 百万円)		
	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に 含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	517	9

26. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は13,454百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが6,431百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

27. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	120百万円
減価償却費	30百万円
減損損失	45百万円
賞与引当金	20百万円
有価証券償却	3百万円
偶発損失引当金	2百万円
その他有価証券評価差額金	763百万円
その他	28百万円



繰延税金資産小計	1,014 百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 476 百万円
評価性引当額小計	△ 476 百万円
繰延税金資産合計	537 百万円

繰延税金負債	
前払年金費用	46 百万円
繰延税金負債合計	46 百万円
繰延税金資産の純額	491 百万円

損益計算書

(単位：千円)		
科目	2025年3月期	2026年3月期
経常収益	2,234,700	2,442,792
資金運用収益	1,974,244	2,207,576
貸出金利息	1,012,047	1,077,443
預け金利息	154,403	205,413
有価証券利息配当金	770,424	881,753
その他の受入利息	37,369	42,966
役務取引等収益	159,889	171,395
受入為替手数料	59,826	59,251
その他の役務収益	100,063	112,143
その他業務収益	28,517	9,512
国債等債券売却益	—	40
その他の業務収益	28,517	9,472
その他経常収益	72,048	54,308
貸倒引当金戻入益	32,426	—
償却債権取立益	7,964	1,693
株式等売却益	14,426	9,791
金銭の信託運用益	17,160	42,720
その他の経常収益	69	102
経常費用	1,834,777	2,234,025
資金調達費用	106,552	296,081
預金利息	99,385	288,316
給付補填備金繰入額	500	1,591
借入金利息	6,159	5,687
その他の支払利息	506	485
役務取引等費用	204,040	204,826
支払為替手数料	15,530	15,094
その他の役務費用	188,509	189,732
その他業務費用	2,283	97,357
国債等債券売却損	—	83,795
国債等債券償還損	—	11,024
その他の業務費用	2,283	2,537
経費	1,508,332	1,473,381
人件費	870,412	873,655
物件費	549,745	539,019
税金	88,175	60,706
その他経常費用	13,568	162,379
貸倒引当金繰入額	—	142,349
貸出金償却	—	4,196
株式等売却損	—	6,147
その他の経常費用	13,568	9,686
経常利益	399,922	208,766
特別利益	227	2
固定資産処分益	227	2
特別損失	145,775	4,235
固定資産処分損	18,916	4,235
減損損失	126,859	0
税引前当期純利益	254,373	204,533
法人税、住民税及び事業税	61,890	87,435
法人税等調整額	2,322	△ 9,896
法人税等合計	64,213	77,538
当期純利益	190,160	126,994
繰越金（当期首残高）	176,770	154,898
当期末処分剰余金	366,930	281,892

(損益計算書注記)

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額 10円60銭

剰余金処分計算書

(単位：円)		
科目	2025年3月期	2026年3月期
当期末処分剰余金	366,930,629	281,892,836
前期繰越金	176,770,232	154,898,145
当期純利益	190,160,397	126,994,691
剰余金処分額	212,032,484	112,733,601
利益準備金	41,500	763,500
普通出資に対する配当金（年2%）	11,990,984	11,970,101
特別積立金	200,000,000	100,000,000
繰越金（当期末残高）	154,898,145	169,159,235

会計監査人の監査

当金庫の2026年3月期の計算書類等、すなわち、貸借対照表、損益計算書、注記及びその附属明細書並びに剰余金処分案については、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けており、2026年5月19日付の監査報告書を受領しております。

本ディスクロージャー誌の財務諸表は、上記の計算書類等に基づき、様式を一部変更して作成しておりますが、この財務諸表そのものについては監査を受けておりません。

財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認

2026年3月期における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2026年6月25日

津山信用金庫

理事長 寺尾 由久



っしゅな



経理・経営内容

最近 5 年間の主な経営指標の推移

(単位：百万円)

	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
経常収益	1,957	2,104	2,171	2,260	2,442
経常利益	303	470	539	399	208
当期純利益	321	505	439	190	126
出資総額	598	599	599	599	600
出資総口数(千口)	11,974	11,980	11,995	11,995	12,011
純資産総額	7,301	7,083	7,668	6,776	6,044
総資産総額	163,350	157,546	159,527	157,425	155,560
預金積金残高	147,225	149,514	150,841	149,652	148,473
貸出金残高	68,282	68,294	65,978	66,224	64,676
有価証券残高	43,297	48,462	55,817	63,603	57,709
単体自己資本比率(%)	11.23	11.13	10.98	10.68	11.19
出資に対する配当金(円)	11,944,181	11,978,476	11,972,973	11,990,984	11,970,101
(出資1口当たり)	(1.0円)	(1.0円)	(1.0円)	(1.0円)	(1.0円)
役員数(人)	12	11	11	13	12
常勤役員数(人)	6	5	5	7	6
職員数(人)	137	129	129	126	127
会員数(人)	11,316	11,305	11,252	11,296	11,231

業務粗利益及び業務粗利益率

(単位：千円、%)

	2025年3月期	2026年3月期
資金運用収支	1,868,051	1,912,462
資金運用収益	1,974,244	2,207,576
資金調達費用	106,192	295,114
役務取引等収支	△ 44,150	△ 33,431
役務取引等収益	159,889	171,395
役務取引等費用	204,040	204,826
その他業務収支	26,233	△ 87,844
その他業務収益	28,517	9,512
その他業務費用	2,283	97,357
業務粗利益	1,850,134	1,791,185
業務粗利益率	1.19	1.17

(注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託等運用見合費用(2025年3月期359千円、2026年3月期966千円)を控除して表示しています。
2. 業務粗利益率=業務粗利益÷資金運用勘定平均残高×100

利益率

(単位：%)

	2025年3月期	2026年3月期
総資産経常利益率	0.25	0.13
総資産当期純利益率	0.11	0.08

(注) 総資産経常(当期純)利益率
= 経常(当期純)利益÷総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

利鞘

(単位：%)

	2025年3月期	2026年3月期
資金運用利回	1.27	1.44
資金調達原価率	1.08	1.19
総資金利鞘	0.19	0.24

(注) 総資金利鞘=資金運用利回-資金調達原価率

業務純益

(単位：千円)

	2025年3月期	2026年3月期
業務純益	330,507	293,924
実質業務純益	330,507	311,754
コア業務純益	330,507	406,533
コア業務純益 (投信解約益除く)	330,507	398,375

- (注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含めないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。





受取・支払利息の増減

(単位：千円)

	2025年3月期			2026年3月期		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	64,560	119,328	183,889	9,278	218,456	227,734
うち貸出金	△ 15,938	9,784	△ 6,153	△ 8,187	73,583	65,396
うち預け金	△ 16,907	33,361	16,453	△ 19,340	70,349	51,009
うち有価証券	97,407	76,182	173,589	36,806	74,523	111,329
支払利息	△ 587	88,675	88,087	△ 1,862	191,412	189,549
うち預金積金	△ 128	88,704	88,576	△ 1,403	191,425	190,022
うち借入金	△ 459	△ 28	△ 488	△ 459	△ 13	△ 472

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、増減割合に応じて按分しております。

資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

	平均残高		利息		利回り	
	2025年3月期	2026年3月期	2025年3月期	2026年3月期	2025年3月期	2026年3月期
資金運用勘定	154,928	152,827	1,974	2,207	1.27	1.44%
うち貸出金	65,356	64,822	1,012	1,077	1.55	1.66%
うち預け金	27,043	22,689	154	205	0.57	0.90%
うち有価証券	61,358	64,202	770	881	1.26	1.37%
資金調達勘定	150,294	148,119	106	296	0.07	0.19%
うち預金積金	150,321	148,178	99	289	0.07	0.19%
うち借入金	381	352	6	5	1.62	1.61%

(注) 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高（2025年3月期0百万円、2026年3月期0百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合い額の平均残高（2025年3月期509百万円、2026年3月期508百万円）及び利息（2025年3月期359千円、2026年3月期966千円）をそれぞれ控除して表示しております。

商品有価証券の種類別の平均残高

該当ありません。

有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

区分	2025年3月期								2026年3月期							
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方債	1,234	385	513	432	489	5,043	—	8,099	258	519	565	359	538	5,365	—	7,607
社債	2,700	10,155	5,070	5,228	1,704	13,229	—	38,088	5,299	6,260	5,879	4,357	1,428	10,271	—	33,496
株式	—	—	—	—	—	—	356	356	—	—	—	—	—	—	348	348
外国証券	999	3,057	2,930	683	1,860	3,266	1,871	14,668	1,194	4,119	1,252	552	1,648	2,785	1,929	13,481
その他の証券	—	85	142	112	—	—	2,051	2,390	82	—	114	116	—	—	2,458	2,772

有価証券平均残高

(単位：百万円)

区分	2025年3月期	2026年3月期
国債	—	—
地方債	6,750	8,031
社債	36,864	38,588
株式	367	343
外国証券	15,039	14,823
その他の証券	2,336	2,414
合計	61,358	64,202



経理・経営内容

満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

区分		2025年3月期			2026年3月期		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	321	323	1	—	—	—
	社債	4	4	0	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	325	327	1	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	5,412	4,933	△ 478	5,827	4,621	△ 1,206
	社債	1,843	1,716	△ 127	1,877	1,559	△ 317
	その他	500	467	△ 32	500	423	△ 76
	小計	7,756	7,117	△ 638	8,205	6,605	△ 1,599
合 計		8,081	7,445	△ 636	8,205	6,605	△ 1,599

- (注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国有価証券および投資信託等です。
 3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

区分		2025年3月期			2026年3月期		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	60	53	7	82	59	23
	債券	2,027	2,008	19	375	370	4
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	717	707	10	375	370	4
	社債	1,309	1,300	9	—	—	—
	その他	3,590	3,397	192	2,504	2,289	214
	小計	5,678	5,459	219	2,962	2,719	242
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	41	55	△ 14	12	14	△ 2
	債券	36,578	37,784	△ 1,206	33,023	34,973	△ 1,950
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	1,647	1,693	△ 45	1,404	1,600	△ 195
	社債	34,930	36,091	△ 1,160	31,619	33,373	△ 1,754
	その他	12,965	13,778	△ 812	13,249	14,229	△ 979
	小計	49,585	51,618	△ 2,032	46,285	49,217	△ 2,931
合 計		55,264	57,077	△ 1,813	49,247	51,937	△ 2,689

- (注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国有価証券および投資信託等です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

	2025年3月期	2026年3月期
非上場株式	254	254
組合出資金	3	3
信金中央金庫出資金	902	902
その他の証券	1	1
合 計	1,161	1,160

預証率

預金がどれだけ有価証券として運用されているのかを示す割合です。
 (単位：百万円、%)

	2025年3月期	2026年3月期
有価証券（期末残高）(A)	63,603	57,709
預 金（期末残高）(B)	149,652	148,473
預証率 (A/B)	42.50	38.86%
期中平均	40.82	43.32%

(注) 預証率＝有価証券÷（預金積金＋譲渡性預金）× 100

金融先物取引

該当ありません。

デリバティブ取引

該当ありません。

先物外国為替取引

該当ありません。

オプション取引

該当ありません。

有価証券先物取引

該当ありません。





営業の状況

運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

2025年3月期		2026年3月期	
貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
508	△0	517	9

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格に基づいております。

預金業務

預金・譲渡性預金平均残高

流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高です。

(単位：百万円)

	2025年3月期	2026年3月期
流動性預金	88,555	87,576
うち有利息預金	82,738	82,391
定期性預金	61,328	60,145
うち固定金利定期預金	59,151	58,166
うち変動金利定期預金	80	74
その他	437	457
計	150,321	148,178
譲渡性預金	—	—
合計	150,321	148,178

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

定期預金残高

固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高です。

(単位：百万円)

	2025年3月期	2026年3月期
定期預金残高	57,932	58,328
固定金利定期預金	57,659	58,084
変動金利定期預金	77	72
その他	195	170

預貸率

預金がどれだけ貸出金として運用されているのかを示す割合です。

(単位：百万円、%)

	2025年3月期	2026年3月期
貸出金（期末残高）（A）	66,224	64,676
預金（期末残高）（B）	149,652	148,473
預貸率（A／B）	44.25	43.56
期中平均	43.47	43.74

(注) 預貸率＝貸出金÷（預金積金＋譲渡性預金）×100

融資業務

貸出金平均残高

手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高です。

(単位：百万円)

	2025年3月期	2026年3月期
手形貸付	976	922
証書貸付	60,146	59,265
当座貸越	4,050	4,534
割引手形	182	100
合計	65,356	64,822

固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金残高

固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高です。

(単位：百万円)

	2025年3月期	2026年3月期
貸出金	66,224	64,676
うち固定金利	49,826	48,629
うち変動金利	16,395	16,045





営業の状況

融資業務

貸出金業種別内訳

(単位：百万円、%)

	2025年3月期			2026年3月期		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	127	3,757	5.67	133	3,896	6.02
農業、林業	28	1,353	2.04	29	1,424	2.20
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	173	3,436	5.18	183	3,218	4.97
電気・ガス・熱供給・水道業	17	433	0.65	16	388	0.59
情報通信業	2	3	0.00	1	2	0.00
運輸業、郵便業	27	672	1.01	27	630	0.97
卸売業、小売業	189	4,570	6.90	184	4,476	6.92
金融業、保険業	8	1,818	2.74	7	1,856	2.86
不動産業	122	5,989	9.04	115	5,653	8.74
物品賃貸業	1	13	0.01	1	21	0.03
学術研究、専門・技術サービス業	11	153	0.23	9	143	0.22
宿泊業	10	113	0.17	8	102	0.15
飲食業	73	607	0.91	64	499	0.77
生活関連サービス業、娯楽業	66	1,124	1.69	64	1,145	1.77
教育、学習支援業	12	1,077	1.62	12	1,040	1.60
医療、福祉	52	2,829	4.27	49	2,682	4.14
その他のサービス	152	2,572	3.88	146	2,506	3.87
小計	1,070	30,526	46.09	1,048	29,690	45.90
地方公共団体	15	12,424	18.76	15	11,773	18.20
個人	4,730	23,273	35.14	4,650	23,212	35.88
合計	5,815	66,224	100.00	5,713	64,676	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸倒引当金内訳

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2025年3月期	83	59	—	83	59
	2026年3月期	59	77	—	59	77
個別貸倒引当金	2025年3月期	444	408	—	444	408
	2026年3月期	408	533	—	408	533
合計	2025年3月期	527	468	—	527	468
	2026年3月期	468	610	—	468	610

貸出金償却額

(単位：千円)

2025年3月期	26,298
2026年3月期	4,196

貸出金使途別残高

(単位：百万円)

	2025年3月期	2026年3月期
	残高	残高
消費者ローン	5,122	5,285
住宅ローン	16,513	16,321

貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

	2025年3月期		2026年3月期	
	残高	構成比	残高	構成比
設備資金	31,139	47.02	30,443	47.07
運転資金	35,084	52.98	34,233	52.93
合計	66,224	100.00	64,676	100.00





融資業務

貸出金担保別内訳

	(単位：百万円)	
	2025年3月期	2026年3月期
当金庫預金積金	766	637
有価証券	—	—
動産	41	33
不動産	10,114	9,825
その他	—	—
計	10,922	10,497
信用保証協会・信用保険	13,774	13,815
保証	17,460	16,994
信用	24,066	23,369
合計	66,224	64,676

債務保証見返りの担保別内訳

	(単位：百万円)	
	2025年3月期	2026年3月期
当金庫預金積金	—	—
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	38	34
その他	—	—
計	38	34
信用保証協会・信用保険	100	100
保証	198	112
信用	304	331
合計	641	579

リスク管理債権及び金融再生法開示債権

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

区分	(単位：百万円、%)	
	2025年3月期	2026年3月期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	176	277
危険債権	1,424	1,683
要管理債権	151	148
三月以上延滞債権	15	13
貸出条件緩和債権	135	134
小計 (A)	1,752	2,109
保全額 (B)	1,644	1,995
個別貸倒引当金 (C)	408	533
一般貸倒引当金 (D)	16	10
担保・保証等 (E)	1,218	1,451
保全率 (B) / (A) (%)	93.83%	94.62%
引当率 (C + D) / (A - E) (%)	79.74%	82.73%
正常債権 (F)	65,162	63,200
総与信残高 (A) + (F)	66,915	65,309

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「個別貸倒引当金 (C)」は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
7. 「一般貸倒引当金 (D)」には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。
8. 「担保・保証等 (E)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
9. 「正常債権 (F)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。

10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。



営業の状況

経営者保証に関するガイドラインの活用状況

「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	2026年3月期
新規に無保証で融資した件数	132
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	31.57%
保証契約を解除した件数	3
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	1

役職員の報酬体系について

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支給する「退任慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退任慰労金】

退任慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支給しております。

(2) 2025 年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	86

(注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」74百万円、「退任慰労金」12百万円となっております。

なお、「退任慰労金」は、当年度中に支払った退任慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退任慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2025 年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、2025 年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 2025 年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。





自己資本充実の状況等について(自己資本比率規制の第3の柱に係る開示項目)



自己資本比率の状況

自己資本比率は、金融機関の財務の健全性をみるうえで最も代表的かつ重要な指標です。
当金庫の2026年3月期の自己資本比率は11.19%で国内基準の4%を大きく上回る水準にあります。

自己資本調達手段の概要

2026年3月期の自己資本額(8,213百万円)は、主にこれまでの利益から長年積み立ててきた特別積立金等の利益剰余金(7,681百万円)と、地域のお客さまからの(普通)出資金(600百万円)等により構成されています。

●自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項目	2025年3月期	2026年3月期
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積の永久優先出資に係る会員勘定の額	8,154	8,270
うち、出資金及び資本剰余金の額	599	600
うち、利益剰余金の額	7,554	7,681
うち、外部流失予定額(△)	11	11
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	68	77
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	68	77
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎控除項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (A)	8,222	8,347
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	22	17
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	22	17
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	99	117
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (B)	121	134
自己資本		
自己資本の額 [(A) - (B)] = (C)	8,101	8,213
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	72,816	70,197
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,036	3,192
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (D)	75,852	73,390
自己資本比率		
自己資本比率 (C/D)	10.68%	11.19%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準を採用しております。



自己資本充実の状況等について(自己資本比率規制の第3の柱に係る開示項目)

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保の積上げ等を行うことで自己資本を充実させてきており、経営の健全性、安全性を十分保っているものと評価しています。今後も、安定した収益を確保し、内部留保による資本の積上げに努めて参ります。

(単位：百万円)

●自己資本の充実度に関する事項

		2025年3月期		2026年3月期	
		リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計		72,816	2,912	70,197	2,807
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー		68,725	2,749	67,373	2,694
現金		—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け		597	23	548	21
国際決済銀行等向け		—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け		—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—	—
国際開発銀行向け		—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け		—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け		143	5	158	6
地方三公社向け		80	3	60	2
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け		6,171	246	6,007	240
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		809	32	889	35
カバード・ボンド向け		—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）		19,539	781	20,791	831
特定貸付債権向け		—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け		7,552	302	3,923	156
トランザクター向け		313	12	285	11
不動産関連向け		13,786	551	17,549	701
自己居住用不動産等向け		4,040	161	6,263	250
賃貸用不動産向け		4,298	171	4,568	182
事業用不動産関連向け		5,432	217	6,702	268
その他不動産関連向け		14	0	12	0
ADC 向け		—	—	2	0
劣後債権及びその他資本性証券等		8,952	358	5,289	211
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）		767	30	821	32
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		112	4	153	6
取立未済手形		4	0	9	0
信用保証協会等による保証付		467	18	719	28
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—	—
株式等		515	20	2,600	104
上記以外		10,036	401	8,739	349
重要な出資のエクスポージャー		—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー		4,000	160	4,090	163
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー		2,129	85	2,115	84
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー		1,199	47	620	24
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー		—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に係るエクスポージャー		—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー		2,707	108	1,911	76
②証券化エクスポージャー		—	—	—	—
証券化	STC 要件適用分	—	—	—	—
	短期 STC 要件適用分	—	—	—	—
	不良債権証券化適用分	—	—	—	—
	STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
再証券化		—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		4,090	163	2,824	112
ルック・スルー方式		4,090	163	2,824	112
マナドート方式		—	—	—	—
蓋然性方式（250%）		—	—	—	—
蓋然性方式（400%）		—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）		—	—	—	—
④未決済取引		—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーにかかる経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額		—	—	—	—
⑥C V A リスク相当額を 8% で除して得た額（簡便法）		—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー		—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額		3,036	121	3,192	127
BI		2,024		2,128	
BIC		242		255	
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額（イ+ロ）		75,852	3,034	73,390	2,935

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
5. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
6. 単体総所要自己資本額＝単体リスク・アセットの合計額（単体自己資本比率の分母の額）×4%





信用リスクに関する事項

●リスク管理の方針及び手続の概要

基本的な考え方

信用リスクとは、取引先の業況悪化などにより、貸出金の元本や利息の回収が困難になり損失を被るリスクをいいます。

当金庫は、地元中小零細企業・事業者などへの融資を経営の基本方針とし、小口多数によるリスク分散により同一業種や同一取引先等に対する過度の与信集中は回避するなど、与信業務にかかる基本的理念や手続等について規程等を定め、金庫役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を整備しています。また、与信案件の個別審査については、営業部門から独立した審査管理部が行い、信用格付・保全・資金使途・返済計画等を充分検討のうえ、総合的に判断することにより、信用リスクの軽減に努めています。

信用リスク管理態勢

信用リスクの評価については、定期的に信用リスク量の計測、与信限度額の遵守状況、業種別・大口先与信状況などの分析結果をA L M・リスク管理委員会と協議・検討するとともに、厳格な自己査定を行った結果を自己査定委員会で評価し、それぞれ経営陣に報告する態勢を整備しています。

信用リスク量・信用コスト

上記で計測される信用リスク量は、「統合的リスク管理」として計量化を図っており、定期的にV a R（バリューアットリスク）【一定期間に一定確率で発生する最大損失想定額】を用いて計測しています。また、自己資本比率規制の第2の柱における信用集中リスクとして、地方公共団体等を除く大口与信上位20先の内の要管理先以下の先における未保全額を定期的に算出し、自己資本に対する影響を分析するなど、さまざまな角度から信用リスクの分析・評価を行っています。

信用コストである貸倒引当金は、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率等をもとに算定し、その結果については監査法人の監査を受けており、適正な計上に努めています。

●リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトとは、自己資本比率を算出する際のリスク・アセット額を求めるために使用する資産や債務者の種類毎の掛け目のことです。当金庫は、自己資本比率の算定に当たり、あらかじめ定められたリスク・ウェイトを使用する標準的手法を採用しており、リスク・ウェイトの判定に適格格付機関の信用評価（外部格付）の区分毎に定められたリスク・ウェイトを使用することになります。そのため、保有する資産の一部について下記の格付機関を使用しています。

《格付機関》

- ・(株)格付投資情報センター（R & I）
- ・(株)日本格付研究所（J C R）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- ・フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

（単位：百万円）

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2025.3	2026.3	2025.3	2026.3	2025.3	2026.3	2025.3	2026.3	2025.3	2026.3	2025.3	2026.3
製造業	284	260	260	222	—	—	284	260	260	222	—	—
農業、林業	—	8	8	8	—	—	—	8	8	8	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	21	14	14	27	—	—	21	14	14	27	5	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	38	28	28	170	—	—	38	28	28	170	11	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	23	21	21	19	—	—	23	21	21	19	—	—
飲食業	9	8	8	8	—	—	9	8	8	8	0	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	44	39	39	32	—	—	44	39	39	32	—	—
その他のサービス	0	0	0	14	—	—	0	0	0	14	—	—
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	22	27	27	27	—	—	22	27	27	27	8	4
合計	444	408	408	533	—	—	444	408	408	533	26	4

（注）1. 当金庫は、国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。



自己資本充実の状況等について(自己資本比率規制の第3の柱に係る開示項目)

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 《地域別、業種別及び残存期間別》

(単位:百万円)

地域、業種、期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									
	エクスポージャー区分		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		延滞エクスポージャー	
	2025.3	2026.3	2025.3	2026.3	2025.3	2026.3	2025.3	2026.3	2025.3	2026.3
国内	145,128	144,505	68,728	67,013	48,074	41,564	—	—	1,804	2,141
国外	12,591	11,092	—	—	12,591	11,092	—	—	—	—
地域別合計	157,719	155,598	68,728	67,013	60,665	52,656	—	—	1,804	2,141
製造業	14,613	12,420	3,959	4,101	10,619	8,285	—	—	603	805
農業、林業	1,366	1,431	1,366	1,431	—	—	—	—	20	11
漁業	199	195	—	—	199	195	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	5,105	5,006	4,160	3,919	944	1,086	—	—	195	272
電気・ガス・熱供給・水道業	7,489	5,753	444	394	7,040	5,352	—	—	—	—
情報通信業	1,430	2,228	5	4	1,398	2,196	—	—	—	—
運輸業、郵便業	4,231	3,799	682	638	3,527	3,148	—	—	75	69
卸売業、小売業	8,817	7,506	4,848	4,600	3,954	2,881	—	—	250	298
金融業、保険業	39,783	44,086	1,832	1,868	15,004	13,860	—	—	—	—
不動産業	11,195	11,128	6,282	5,896	4,764	3,364	—	—	1	1
物品賃貸業	715	318	13	21	699	295	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	189	174	189	174	—	—	—	—	—	—
宿泊業	146	135	116	105	—	—	—	—	42	39
飲食業	790	659	790	659	—	—	—	—	83	56
生活関連サービス業、娯楽業	1,363	1,395	1,363	1,395	—	—	—	—	63	74
教育、学習支援業	1,092	1,054	1,092	1,054	—	—	—	—	0	—
医療、福祉	2,986	2,810	2,967	2,805	—	—	—	—	84	76
その他のサービス	3,196	3,037	2,797	2,709	398	327	—	—	6	43
国・地方公共団体	24,550	23,454	12,437	11,792	12,113	11,662	—	—	—	—
個人	23,378	23,439	23,378	23,439	—	—	—	—	376	390
その他	5,077	5,561	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計	157,719	155,598	68,728	67,013	60,665	52,656	—	—	1,804	2,141
1年以下	12,122	16,032	7,167	6,454	4,949	6,752	—	—	—	—
1年超3年以下	23,180	19,658	5,148	7,331	13,745	10,899	—	—	—	—
3年超5年以下	15,714	15,233	6,987	7,308	8,697	7,697	—	—	—	—
5年超7年以下	14,035	11,719	6,663	5,150	6,603	5,268	—	—	—	—
7年超10年以下	16,192	14,123	11,241	10,208	4,150	3,615	—	—	—	—
10年超	60,098	55,830	30,778	29,808	22,519	18,422	—	—	—	—
期間の定めのないもの	16,375	22,999	740	751	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	157,719	155,598	68,728	67,013	60,665	52,656	—	—	1,804	2,141

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産等が含まれます。
4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額

(単位:百万円、%)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	2025年3月期				2026年3月期			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び 与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び 与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目			オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	78,970	3,845	12	79,391	84,775	3,848	11	85,186
40%～70%	36,440	11,455	10	36,969	32,454	11,247	9	32,939
75%	10,537	1,976	12	10,208	9,144	2,418	9	8,838
80%	—	—	—	—	—	—	—	—
85%	5,027	1,769	32	4,670	3,220	1,800	27	3,172
90%～100%	4,526	835	4	4,468	4,864	1,145	2	4,779
105%～130%	6,178	—	0	6,104	7,358	—	0	6,993
150%	6,995	8	10	6,894	5,839	4	1	5,708
250%	515	—	0	515	1,996	4	40	2,000
400%	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	149,191	19,890	12	149,223	149,653	20,469	11	149,618

- (注) 1. 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。





●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値(%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
2025年3月期						
現金	2,333	—	2,333	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	7,490	—	7,490	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,195	—	1,195	—	597	50
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	20,571	—	20,571	—	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	1,438	—	1,438	—	143	10
地方三公社向け	400	—	400	—	80	20
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	25,481	—	25,481	—	6,171	24
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,797	—	2,797	—	809	29
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	39,584	2,489	38,650	568	19,539	50
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	15,027	17,224	14,503	1,129	7,552	48
トランザクター向け	—	13,932	—	834	313	38
不動産関連向け	20,962	—	20,675	—	13,786	67
自己居住用不動産等向け	9,763	—	9,747	—	4,040	41
賃貸用不動産向け	5,909	—	5,862	—	4,298	73
事業用不動産関連向け	5,264	—	5,041	—	5,432	108
その他不動産関連向け	25	—	24	—	14	60
A D C向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	5,968	—	5,968	—	8,952	150
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	687	52	675	5	767	113
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	174	—	174	—	112	64
取立未済手形	23	—	23	—	4	20
信用保証協会等による保証付	7,337	124	7,337	84	467	6
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	515	—	515	—	515	100
合計					58,689	
2026年3月期						
現金	2,643	—	2,643	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	12,079	—	12,079	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,097	—	1,097	—	548	50
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	19,591	—	19,591	—	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	1,582	—	1,582	—	158	10
地方三公社向け	300	—	300	—	60	20
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	25,641	—	25,641	—	6,007	23
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	3,197	—	3,197	—	889	28
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	36,099	2,812	35,515	501	20,791	58
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	8,851	17,466	8,431	1,023	3,923	41
トランザクター向け	—	13,585	—	765	285	37
不動産関連向け	27,370	—	26,740	—	17,549	66
自己居住用不動産等向け	14,595	—	14,569	—	6,263	43
賃貸用不動産向け	6,063	—	5,974	—	4,568	76
事業用不動産関連向け	6,686	—	6,170	—	6,702	109
その他不動産関連向け	20	—	20	—	12	60
A D C向け	5	—	5	—	2	50
劣後債権及びその他資本性証券等	4,231	—	4,231	—	5,289	125
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	740	60	722	5	821	113
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	267	—	267	—	153	57
取立未済手形	45	—	45	—	9	20
信用保証協会等による保証付	7,112	126	7,112	84	719	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	1,996	11	1,996	4	2,600	130
合計					58,634	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。



自己資本充実の状況等について(自己資本比率規制の第3の柱に係る開示項目)

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びに リスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

2025年3月期

資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)

	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%
現金	2,333	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	7,490	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,195	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	20,571	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	1,438	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	16,881	—	7,601	—	—	—	—	—	—	998	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	1,099	—	1,297	—	—	—	—	—	—	400	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	—	—	—	5,575	—	—	—	—	—	—	—	—	20,014	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	834	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	834	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	638	226	1,640	—	389	—	641	5	1,006	547	—	791	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	638	226	922	—	—	—	641	—	—	547	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	717	—	389	—	—	5	1,006	—	—	767	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	24	—
A D C向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	23	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	2,748	4,673	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	33,143	6,112	—	23,518	226	9,241	—	389	—	641	5	1,840	22,777	—	791	—

	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.50%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,333
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,490
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,195
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20,571
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,438
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	400
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	25,481
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,797
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	—	5,556	—	4,710	—	—	3,362	—	—	—	—	—	—	—	—	39,218
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	13,884	—	—	—	—	914	—	—	—	—	—	—	—	—	15,633
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	834
不動産関連向け	7,332	310	—	—	463	—	—	2,680	3,446	—	—	556	—	—	—	20,675
自己居住用不動産等向け	6,756	14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9,747
賃貸用不動産向け	—	295	—	—	—	—	—	2,680	—	—	—	—	—	—	—	5,862
事業用不動産関連向け	575	—	—	—	463	—	—	—	3,446	—	—	556	—	—	—	5,041
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	24
A D C向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,968	—	—	—	5,968
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	122	—	—	—	—	536	—	—	—	680
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	174	—	—	—	—	—	—	—	—	174
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,421
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	515	—	—	515
合計	7,332	19,751	—	4,710	463	—	4,574	2,680	3,446	—	—	7,061	515	—	—	149,223



●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びに リスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

2026年3月期

資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)

	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%
現金	2,643	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	12,079	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,097	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	19,591	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	1,582	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	300	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	18,040	—	7,502	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	700	—	2,497	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	—	—	—	5,614	—	—	—	—	—	—	—	—	17,583	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	14	—	5,318	—	—	—	—	—	—	—	530	533	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	234	—	—	—	—	—	—	—	530	—	—	—	—
不動産関連向け	—	77	—	2,456	286	2,112	—	217	—	713	—	1,307	9,105	—	405	—
自己居住用不動産等向け	—	77	—	2,456	286	1,255	—	—	—	713	—	—	9,079	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	857	—	217	—	—	—	1,307	—	—	385	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20	—
A D C向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	62	—	—	—	—	—	—	—	—	95	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	43	—	—	—	—	—	—	—	—	159	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	45	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	—	7,197	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	34,314	8,872	—	31,880	286	9,615	—	217	—	713	—	1,838	28,574	—	405	—

	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.50%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,643
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12,079
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,097
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	19,591
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,582
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	300
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	99	—	—	—	25,641
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,197
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	—	5,863	—	3,172	—	—	3,783	—	—	—	—	—	—	—	—	36,016
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	2,817	—	—	—	—	239	—	—	—	—	—	—	—	—	9,455
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	765
不動産関連向け	1,407	158	—	—	503	—	—	2,856	4,136	—	—	995	—	—	—	26,740
自己居住用不動産等向け	686	14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14,569
賃貸用不動産向け	—	143	—	—	—	—	—	2,856	—	—	—	205	—	—	—	5,974
事業用不動産関連向け	720	—	—	—	503	—	—	—	4,136	—	—	789	—	—	—	6,170
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20
A D C向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,231	—	—	—	4,231
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	0	—	—	186	—	—	—	—	382	—	—	—	727
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	65	—	—	—	—	—	—	—	—	267
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	45
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,197
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,000	—	—	2,000
合計	1,407	8,838	—	3,172	503	—	4,275	2,856	4,136	—	—	5,708	2,000	—	—	149,618



つしへな



自己資本充実の状況等について(自己資本比率規制の第3の柱に係る開示項目)

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法

信用リスク削減手法とは、信用リスク・アセット額の算出にあたり、信用リスクが低いと判断される資産について定められた方法により削減額を資産から控除し、信用リスク・アセット額を軽減化するための措置をいいます。具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当し、当金庫においては以下の手法により信用リスクの軽減を図っています。

- ①適格金融資産担保として、定期預金及び定期積金を担保としている貸出金について、担保額を信用リスク削減額としています。担保額については貸出債権残高を上限とし、定期預金は元金、定期積金は掛け込み残高を範囲内としています。なお、融資の取り上げに際し、担保または保証に過度に依存しないような取り組み姿勢に徹しておりますが、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、担保や保証に係るご契約をいただくなど適切な取扱いに努めています。
- ②貸出金と当金庫預金の相殺として、信用リスク削減の計算上、ご融資先毎に、貸出金と担保に供していない預金の一部を相殺しています。相殺に使用する預金の種類は、積立定期預金を除く定期預金及び定期積金で、貸出金の残存期間を上回る預金についてのみ対象としています。
- ③保証として、国、地方公共団体、政府関係機関等及び一定以上の格付けが適格格付機関により付与されている法人が保証している保証債権（保証される部分に限る）について、原資産及び債務者のリスク・ウェイトに代えて当該法人等のリスク・ウェイトを適用しています。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法			
	適格金融資産担保		保証	
	2025年3月期	2026年3月期	2025年3月期	2026年3月期
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,745	1,709	17,701	17,167

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

派生商品取引及び長期決済機関取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項はありません。

オペレーショナル・リスク管理について

リスク管理に関する方針・手続の概要

オペレーショナル・リスクとは、当金庫における事務手続上の事故やシステム障害ならびに従業員の不適切な活動などのほか、外生的な事象により損失を被るリスクをいい、当金庫では、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク及びその他のリスクを総称して、オペレーショナル・リスクとしています。

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、オペレーショナル・リスク管理方針に基づき各リスクの管理手法・手続などの管理規程等を定めるとともに、各リスクの管理部署がリスク顕在化の未然防止及びリスク発生時の影響度の極小化に向けた管理を行う態勢を構築しています。

また、オペレーショナル・リスクの評価については、各主管部署は所管のリスクについて定期的に分析・評価・検討を行うこととし、その結果は、A L M・リスク管理委員会に報告され、今後の対策等について協議・検討を行うとともに、経営陣に報告する態勢を整備しています。

BI の算出方法

BI（事業規模指標）の額は、自己資本比率告示第 305 条に従い、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）、FC（金融商品要素）を合計し、算出しております。

ILM の算出方法

ILM（内部損失乗数）は告示第 306 条第 1 項第 3 号に基づき、「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BI の算出から除外した事業部門の有無

該当ございません。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILM の算出から除外した特殊損失の有無

該当ございません。

出資等エクスポージャーに関する事項

リスク管理の方針および手続の概要

当金庫では、株式等について経営体力や管理能力等に見合ったリスク管理を行うことにより適正な収益を確保することを基本方針としています。

保有する株式については、市場価格の変動により資産価値が減少した場合に損失を被るリスク、いわゆる価格変動リスクが伴います。当金庫では、上場株式については日々評価額を把握し、非上場株式については、財務諸表や運用報告を基に適時評価を実施する等、内部規程に基づき適正な運用管理を行っております。

価格変動に伴う予想損失額の算出については、VaR により計測を行い、金利リスクと併せて、定期的に A L M・リスク管理委員会及び経営陣に報告する態勢を整備しています。



●出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表上額および時価

(単位：百万円)

区 分	2025 年 3 月 期		2026 年 3 月 期	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	532	532	500	500
非上場株式等	1,161	1,161	1,160	1,160
合計	1,694	1,694	1,661	1,661

(注) 上場株式等は、上場株式のほか、信金中央金庫優先出資金です。

非上場株式等は、非上場株式のほか、信金中央金庫普通出資金、組合出資金等です。

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2025 年 3 月 期	2026 年 3 月 期
評価損益	△ 31	△ 18

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項はありません。

●出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

		売却益	売却損	償 却
出資等	2025 年 3 月 期	14	—	—
エクスポージャー	2026 年 3 月 期	9	6	—

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2025 年 3 月 期	2026 年 3 月 期
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	4,458	2,938
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1,250％）を適用するエクスポージャー	—	—

■金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク

項番		Δ E V E		Δ N I I	
		2025 年 3 月 期	2026 年 3 月 期	2025 年 3 月 期	2026 年 3 月 期
1	上方パラレルシフト	4,196	3,375	82	97
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	3,518	2,971		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	422	292		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	4,196	3,375	82	97
		2025 年 3 月 期		2026 年 3 月 期	
8	自己資本の額	8,101		8,213	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項（各種リスク管理について）」の項目に記載しております。

●リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、銀行勘定における資産・負債が、市場金利の変動によって受ける現在価値の変化や、将来の収益等に影響を受けるリスクをいいます。当金庫では、金利変動に伴う、収益や資本への影響は極めて重要な課題であると認識しており、経営体力を勘案したうえで適切な資産・負債管理を行うことを基本方針としています。また、当金庫では、資産・負債管理において、単に「守り」（リスクの把握・コントロール）だけでなく、「攻め」（利潤の追求）のバランスが重要であることを認識し、収益を確保するためには、一定の金利リスクを引き受け、コントロールしていくべきものだと考えます。

なお、主管部門は金利リスク量をVaRにより計測し、毎月のALM・リスク管理委員会で協議検討するとともに経営陣へ報告する体制を整備しています。

●銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

開示公告に基づく定量的開示の対象となるΔ E V E および Δ N I I に関する事項は以下のとおりです。

- (1) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は 1.25 年です。
- (2) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は 5 年です。
- (3) 流動性預金への満期の割当て方法は、金融庁が定める保守的な前提を用いています。
- (4) 固定金利貸出の期限前償還および定期預金の期限前解約は、金融庁が定める保守的な前提を用いています。
- (5) I R R B B の算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。
- (6) I R R B B の算出にあたり、割引金利にスプレッドを考慮していません。
- (7) 内部モデルは使用していません。
- (8) 自己資本比率や有価証券の含み損益、その他の指標等を鑑みて、健全性については問題ありません。

津山信用金庫のネットワーク

店舗のご案内

窓口は、午前9時から午後3時まで営業いたしております。
当金庫本店のATMコーナーは、午前8時から午後8時までお取り扱い
しております（正月三が日を除く土・日・祝も稼働しています）。
なお、2017年7月より、営業区域が岡山県全域になりました。
また、東支店・西支店・落合支店・久世支店・美作支店・勝山支店・
高野支店・勝間田支店は、午前9時から午前11時30分、
午後0時30分から午後3時までの営業です。

※午後3時閉店以降も職員が直接対応させていただきます。午後3時閉店以降は、お電話をいただくか、店舗裏口のインターホン
でお呼びください。
ただし、ATM以外での現金を伴うお取引
（出金、入金、両替等）は対応できません。



津山信用金庫営業店舗等一覧

●津山市

本店	津山市山下 30-15	☎(0868) 22-4122
西支店	津山市宮脇町 14	☎(0868) 22-7161
北支店	津山市北園町 8-14	☎(0868) 23-4131
林田支店	津山市北園町 8-14	☎(0868) 23-4131
一宮支店	津山市北園町 8-14	☎(0868) 23-4131
（※林田支店、一宮支店は北支店の店舗内店舗）		
高野支店	津山市高野本郷 1269-9	☎(0868) 26-0500
東支店	津山市川崎 126-10	☎(0868) 26-6161
二宮支店	津山市二宮 2156-1	☎(0868) 28-0258

●苫田郡

鏡野支店	苫田郡鏡野町寺元 381	☎(0868) 54-3333
------	--------------	-----------------

●真庭市

落合支店	真庭市落合垂水 187	☎(0867) 52-1155
久世支店	真庭市久世 2852-7	☎(0867) 42-1128
勝山支店	真庭市勝山 819-3	☎(0867) 44-2648

●美作市

美作支店	美作市明見 2-1	☎(0868) 72-0190
------	-----------	-----------------

●勝田郡

勝間田支店	勝田郡勝間田町 244-7	☎(0868) 38-7050
-------	---------------	-----------------

●創業・移住・事業支援拠点

T-スタ	津山市林田 76-8	☎(0868)24-1311
------	------------	----------------

〔お客さま相談コール〕

0120-317-347

受付時間：9：00～17：00（土・日・祝を除く）

キャッシュサービスコーナー

●津山市役所出張所
キャッシュサービスコーナー
津山市山北
平日9:00～17:00
平日のみの稼働

●林田出張所
キャッシュサービスコーナー
津山市林田
平日 8:00～20:00
土・日・祝 8:00～20:00

●津山中央病院出張所
キャッシュサービスコーナー
津山市川崎
平日 9:00～19:00
土・日・祝 9:00～17:00

●アルネ津山出張所
キャッシュサービスコーナー
津山市新魚町
平日 10:00～19:00
土・日・祝 10:00～19:00

●ザ・ビッグ津山平福出張所
キャッシュサービスコーナー
津山市平福
平日 9:00～20:00
土・日・祝 9:00～20:00

●東一宮出張所
キャッシュサービスコーナー
津山市東一宮
平日 8:00～20:00
土・日・祝 8:00～20:00

●イオンモール津山店
キャッシュサービスコーナー
津山市河辺
平日 9:00～21:00
土・日・祝 9:00～21:00

※イオンモール津山店キャッシュサービスコーナーは2026年8月17日(月)で営業終了致します。

・しんきんゼロネットサービス

当金庫のキャッシュカードは、**全国の信用金庫ATM**での入出金手数料が右記時間帯は**無料**です。（平日8:45～18:00）

・おかやまATMネットサービス

当金庫のキャッシュカードは、**中国銀行・トマト銀行・笠岡信用組合のATM**での出金手数料が右記時間帯は**無料**です。（平日8:45～18:00）

キャッシュカード等盗難・紛失の24時間受付について

キャッシュカード、通帳、印鑑を紛失した場合など、お近くの津山信用金庫本店へすぐご連絡ください。不正使用されないように速やかにお手続きいたします。

なお、平日の8時30分以外の時間および休業日は、『082-252-6875（中国しんきん総合サービスセンター）』へご連絡ください（年中無休）。



作州地域の活性化応援信用金庫
作州地域のパートナー・よろず相談信用金庫



津山信用金庫



URL : <https://www.shinkin.co.jp/tsuyama/>
e-mail : tsushin@mx1.tiki.ne.jp